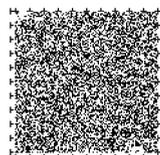
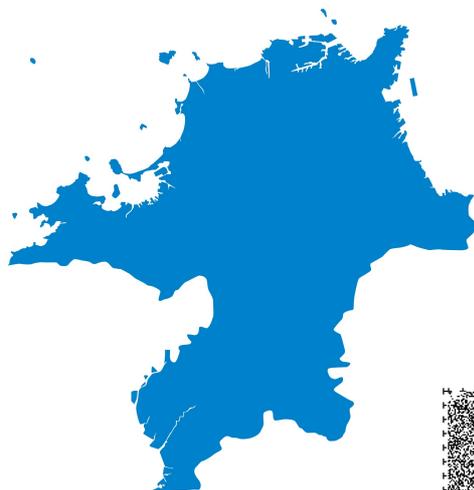




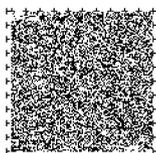
福岡県

福岡県
社会の
養育
推進
計画



2020→2024

令和2年度 令和6年度



はじめに

子どもは地域、福岡県の宝であり、未来への希望です。全ての子どもたちが、夢や希望をもって社会に羽ばたくことができる社会を実現することは、私たち県民の願いです。

しかし、近年、子どもや家庭を取り巻く環境も複雑かつ多様化しており、新しい形で家庭を支援する社会づくりが求められています。



平成 28 (2016) 年に児童福祉法が改正され、「子どもは権利の主体である」ことが明確化されるとともに、「国や地方公共団体は、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、保護者を支援すること」などが規定されました。

また、児童虐待は依然として深刻な社会問題となっており、令和元 (2019) 年の児童福祉法等の改正では、しつけによる体罰の禁止や児童相談所の体制強化など、児童虐待防止対策の抜本的強化が図られました。

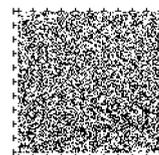
このような状況を踏まえ、県では、『子どもの健やかな育ちと自立を応援する社会づくり』を基本理念とする「福岡県社会的養育推進計画」を策定しました。この計画では、「子どもの権利擁護の強化」、「子どもが家庭で暮らすための支援」、「家庭と同様の環境における養育の推進」、「子どもの自立支援の推進」の4つを柱と定め、子どもの最善の利益を実現するための方向性と具体的な取組みを示しています。

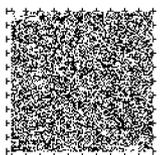
本計画の推進に当たっては、行政機関はもとより、県民の皆さまをはじめ、子どもの養育に携わる、あらゆる関係者の協力が不可欠です。県では、本計画で掲げた目標の実現に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただいた福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただいたすべての皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 2 (2020) 年 3月

福岡県知事 小川 洋





目次

第1章 総論 ～計画の策定にあたって～

第1節 基本的考え方	3
------------	---

第2節 本県の社会的養育を取り巻く状況

1 児童虐待対応件数及び代替養育を必要とする子ども数	4
2 市町村における子どもがいる家庭への支援体制	8
3 一時保護の現状	9
4 代替養育における家庭養育の状況	11
5 施設を退所した子ども	15

第3節 計画の概要

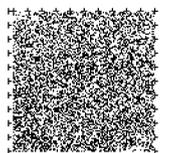
1 基本的方向	17
2 施策体系	19

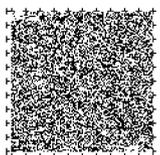
第2章 各論 ～施策の方向と施策・事業～

施策の柱Ⅰ 子どもの権利擁護の強化	23
施策の柱Ⅱ 子どもが家庭で暮らすための支援	30
施策の柱Ⅲ 家庭と同様の環境における養育の推進	47
施策の柱Ⅳ 子どもの自立支援の推進	54

○目標数値一覧	61
---------	----

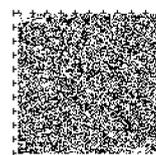
○資料編	65
------	----

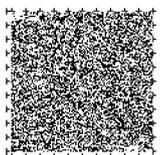




第1章 総論

～計画の策定にあたって～





第1章 総論 ～計画の策定にあたって～

第1節 基本的考え方

1 策定の趣旨

平成28(2016)年に児童福祉法が改正され、子どもは権利の主体であることが明確化されるとともに、家庭養育優先の原則の理念とそれが難しい場合は家庭と同様の環境で養育されるよう、国や地方公共団体は必要な措置を講じることが規定されました。さらに、平成29(2017)年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、市区町村における家庭支援体制や包括的な里親支援体制の構築、乳児院や児童養護施設の高機能化・多機能化など児童福祉法の理念を実現するための工程と具体的な目標が示されました。

本県においては、これまで家庭的な養育環境である里親等への委託や施設の小規模化を進めてきた結果、平成26(2014)年度と平成30(2018)年度を比較すると、里親等委託率は17.0%から20.7%に、児童養護施設等における小規模化の実施状況は27か所から39か所に増加しています。

また、全国で子どもが虐待により死亡する重大な事案が相次いで発生したことから、令和元(2019)年6月に、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律が改正され、しつけを目的とした体罰の禁止が規定されたほか、児童相談所の体制強化や専門性の向上を図るための措置を講じることとされました。

本県においても、県所管児童相談所における児童虐待対応件数が平成30(2018)年度、3,513件と過去最高になるなど、子どもの心身の健やかな発達を妨げる児童虐待は依然として深刻な問題です。

この計画は、こうした児童福祉法等の改正や「新しい社会的養育ビジョン」で示された内容を受け、子どもとその保護者を含めた家庭全体を支援し、全ての子どもが心身ともに健やかに育つ社会づくりを更に推進するために策定するものです。

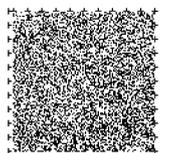
2 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第62条及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を補完する、「児童虐待防止対策の充実」、「社会的養育の充実」、「ひとり親家庭等の自立支援の推進」といった特定課題に対応した個別計画として策定するものです。

3 計画の期間

令和2(2020)年度からの5年間とします。

ただし、中長期的な目標が必要な項目については、10年先の令和11(2029)年度までの目標値を設定します。



第2節 本県の社会的養育を取り巻く状況

1 児童虐待対応件数及び代替養育を必要とする子ども数

福岡県（政令市を除く）の児童虐待対応件数は年々増加しており、平成30（2018）年度は過去最高の3,513件となっています。（図1-1）

その主な理由は、関係機関や地域住民の児童虐待に対する関心の高まりにより児童相談所への通告が増加していること、また、子どもの目の前で配偶者に暴力をふるう、いわゆる「面前DV（ドメスティック・バイオレンス）」による心理的虐待について、警察からの通告が増加していることなどが考えられます。（図1-2）

一方、虐待などの理由により自分の家庭で暮らせず、乳児院や児童養護施設といった施設や里親・ファミリーホームによる代替養育を必要とする子どもの数は減少傾向にあり、平成30（2018）年度は745人で、平成26（2014）年度と比較すると58人減少しています。（図2）

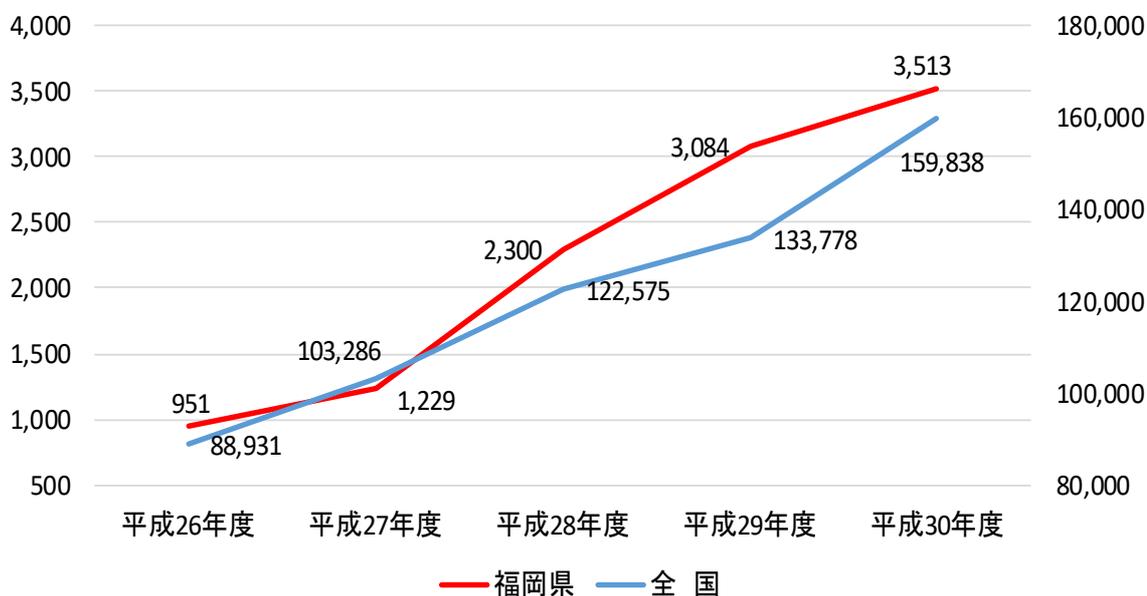
乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームに入所した子どもの入所理由については、平成26（2014）年度、29（2017）年度共に「父母の虐待」が最も多くなっています。（図3）

また、母子生活支援施設の入所世帯数については、平成30（2018）年度までの5年間は50から60世帯の間で推移しており、ほぼ横ばいです。（図4-1）

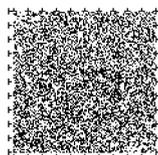
入所の理由について見ると、「夫等からの暴力」が最も多くなっています。（図4-2）

【図1-1 児童相談所の虐待対応件数（政令市を除く）】

（単位：件）

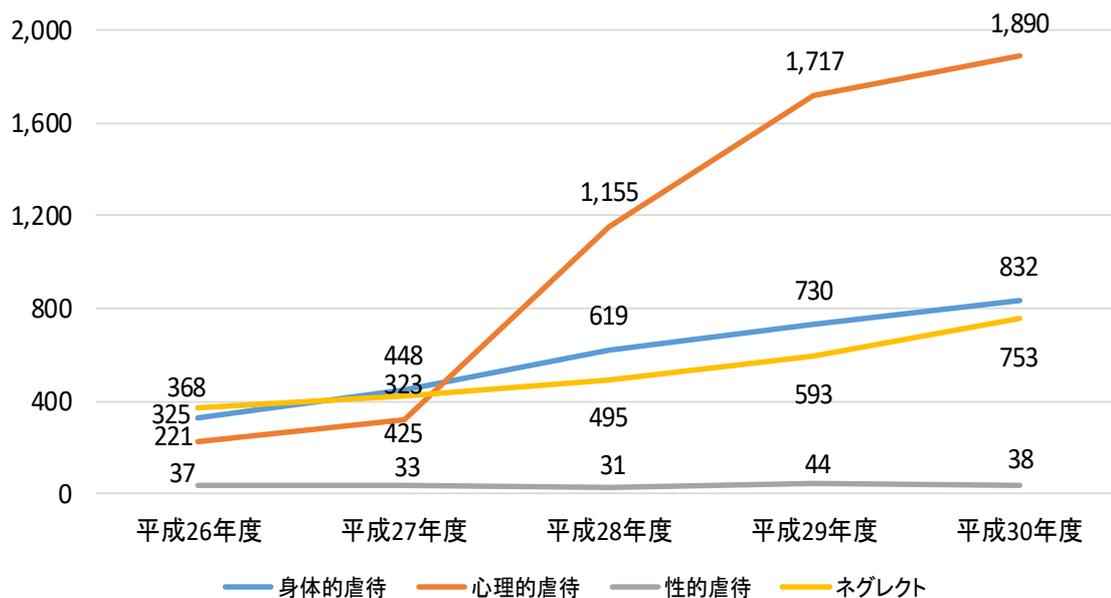


（資料：厚生労働省「福祉行政報告例」）



【図1-2 児童相談所の種類別虐待対応件数（政令市を除く）】

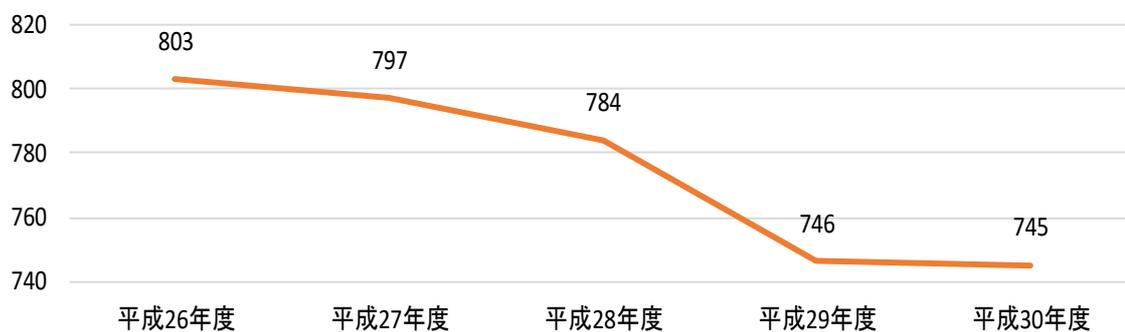
（単位：件）



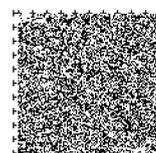
（資料：厚生労働省「福祉行政報告例」）

【図2 代替養育を必要とする子どもの数（各年度末在籍、政令市を除く）】

（単位：人）

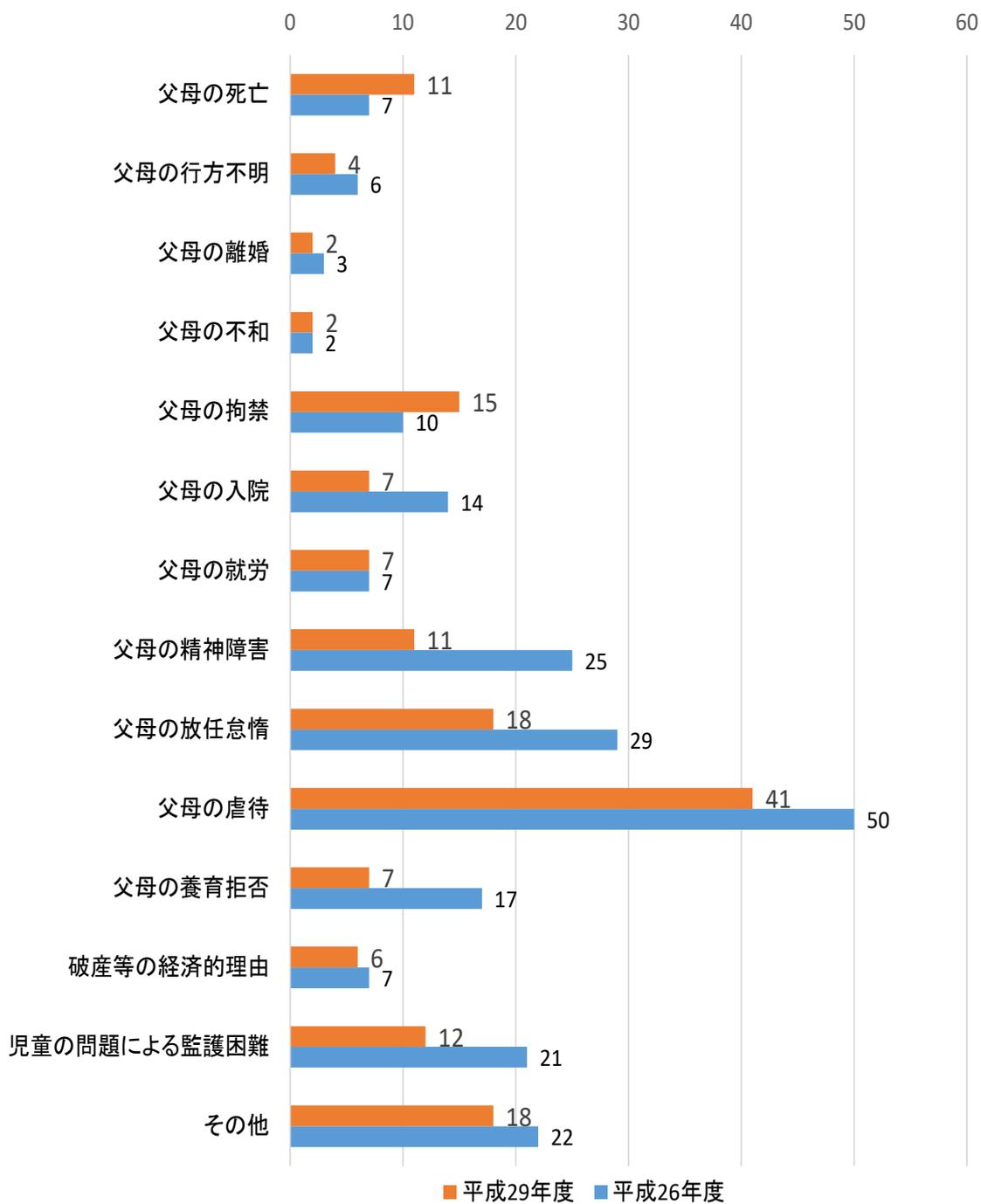


（資料：福岡県児童家庭課）

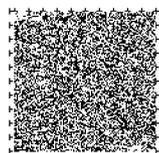


【図3 乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームに措置・委託となった理由
 (政令市を除く)】

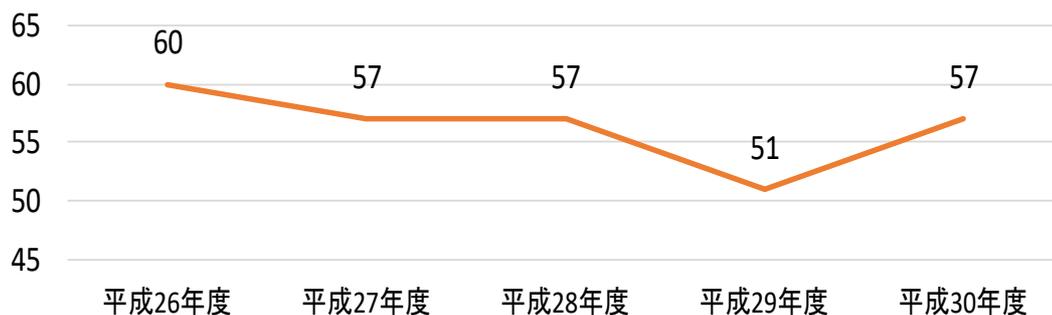
(単位：件)



(資料：福岡県児童家庭課)



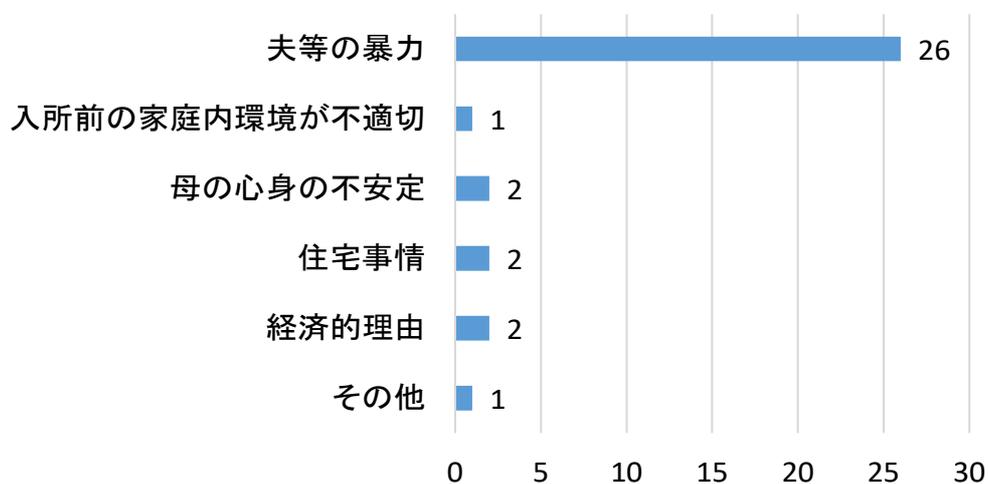
【図4-1 県所管母子生活支援施設における入所世帯数】 (単位：世帯)



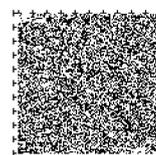
(資料：福岡県児童家庭課)

【図4-2 県所管母子生活支援施設への入所理由（平成29年度新規入所）】

(単位：件)



(資料：福岡県児童家庭課)



2 市町村における子どもがいる家庭への支援体制

本県の全ての市町村では、子どもや家庭に関する相談窓口を設置し、子どもや保護者などからの相談に応じています。政令市を除く市町村における児童虐待の相談対応件数は平成30（2018）年度で2,664件となっており、平成26（2014）年度と比較すると、1,090件（69%）の増加となっています。（図5）

特に支援を必要とする子どもや妊婦については、市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」において、児童相談所や保育所、学校、医療機関などの関係機関と情報共有を行い、連携しながら支援を行っています。

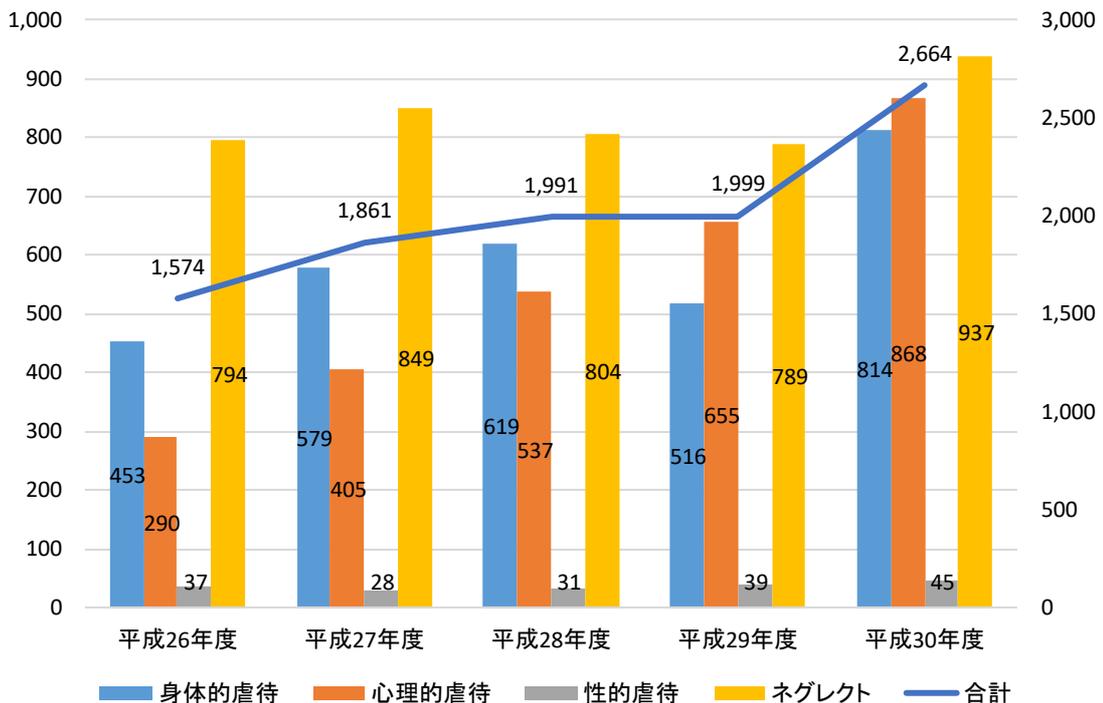
また、市町村では、子どもにとって良好な養育環境を確保し、子どもの健全な育成を推進するため、妊娠期から子育て期にわたるまで、子育て家庭へ切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」と、妊産婦や子どもがいる家庭を対象に、家庭の状況把握、福祉サービス等に関する情報提供、相談、調査、指導などの必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置を進めることとされています。

平成31（2019）年4月1日現在の設置自治体数は「子育て世代包括支援センター」が33か所、「子ども家庭総合支援拠点」が8か所となっています。

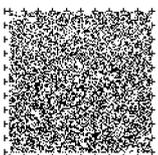
子どもに身近な場所で、適切な支援が受けられるよう、今後も市町村の体制整備に向けた取り組みが必要です。

【図5 市町村における児童虐待相談対応件数（政令市を除く）】

（単位：件）



（資料：厚生労働省「福祉行政報告例」）



3 一時保護の現状

児童相談所では、虐待を受けている子どもの安全確保など、必要と認められる場合は、児童相談所に設置している一時保護所や里親、乳児院、児童養護施設、病院等で子どもを一時保護しています。

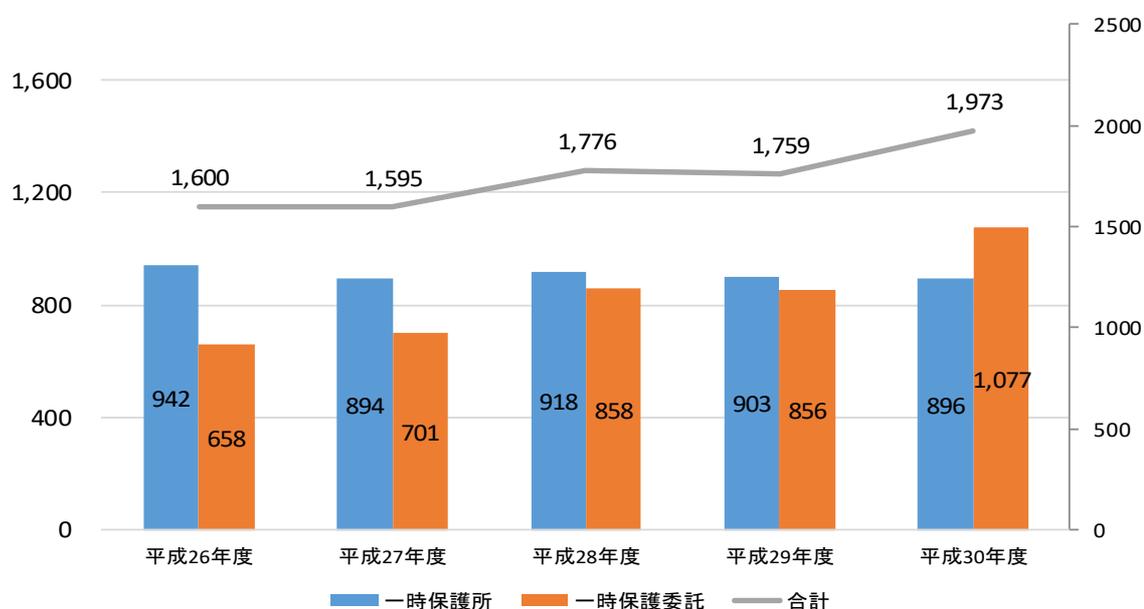
本県の一時保護児童数は過去5年間では延べ1,600人から1,973人に増加しており、そのうち、里親や施設で一時保護した子どもは、平成30(2018)年度は1,077人で、平成26(2014)年度と比較すると、419人(64%)の増加となっています。(図6-1)

また、一時保護した理由別にみると、虐待が平成26(2014)年度の414人から平成30(2018)年度は810人と約2倍に増加しています。(図6-2)

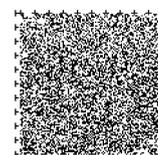
一時保護においては、虐待により心身に傷を負い、ケアが必要な子どもに対し、子ども一人ひとりの状況に応じた個別の対応ができるよう、環境整備や体制整備が求められています。

【図6-1 県所管児童相談所による一時保護件数】

(単位：件)

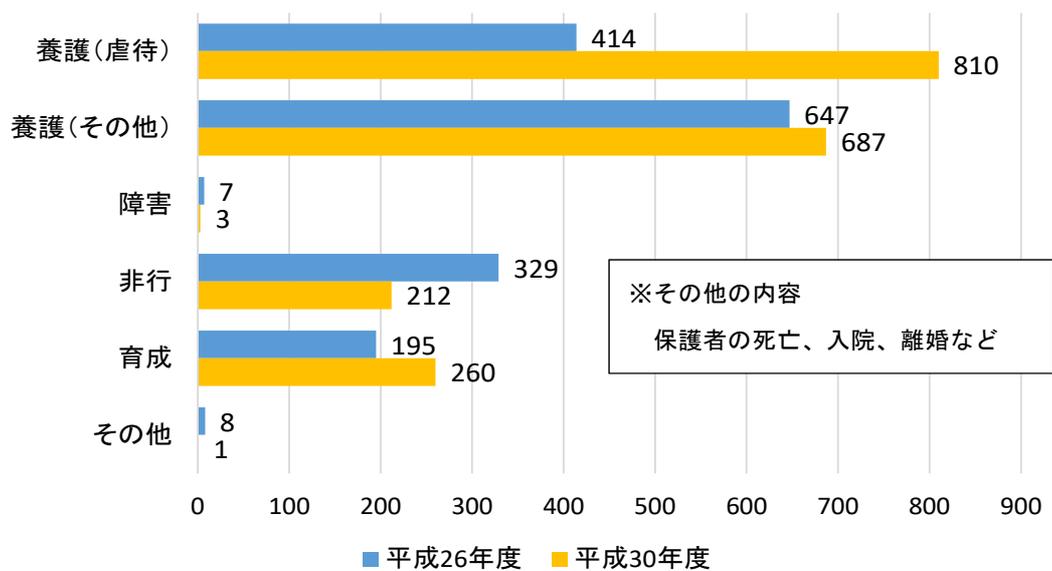


(資料：福岡県「児童相談所業務概要」)

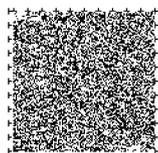


【図6-2 県所管児童相談所による一時保護の理由別件数】

(単位：件)



(資料：福岡県「児童相談所業務概要」)



4 代替養育における家庭養育の状況

平成28（2016）年の改正児童福祉法では、子どもが特定の大人と安定的、継続的に信頼関係を築き、安心して生活できる環境を確保するため、「家庭養育優先の原則」の理念が規定され、子どもが自分の家庭で育つことが困難な場合には、「家庭と同様の養育環境」である養子縁組の活用や里親、ファミリーホームへの委託を進めることとされました。

また、こうした「家庭と同様の養育環境」での養育が難しい場合には、小規模かつ地域分散化された児童養護施設など、「できる限り良好な家庭的環境」の下で養育できるようにすることとされました。

今後も、子どもの最善の利益を優先しながら、養子縁組や里親委託等を進め、家庭と同様の養育環境を提供していく必要があります。

（1）養子縁組

養子縁組制度は、血のつながっていない子どもと養親が法的な親子関係を築く制度であり、普通養子縁組と特別養子縁組があります。特に、特別養子縁組は、法律上、実親子と同様の関係になることから、保護者の死亡や養育拒否などの理由により、将来にわたって親元で暮らすことができない子どもに、安定した家庭を確保することができます。

児童相談所では、登録されている養子縁組里親と新たな家庭を必要とする子どもとのマッチングを行っており、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度の5年間で22件の特別養子縁組が成立しています。（表1）

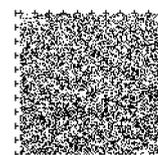
特別養子縁組制度は令和元（2019）年6月の民法改正により、令和2（2020）年4月から対象年齢が原則6歳未満から15歳未満に引き上げられたことなどから、今後、成立件数の増加が見込まれます。

【表1 県所管児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数】

（単位：件）

年齢	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0歳				1	1
1歳	2	1	1	1	1
2歳	1	1	1		
3歳	3		1	1	
4歳					2
5歳	1			1	
6歳	1			1	
合計	8	2	3	5	4

（資料：福岡県児童家庭課）



(2) 里親やファミリーホームへの委託

本県では、平成24（2012）年度から県が所管する各児童相談所に里親専任職員を配置し、里親制度の普及啓発や里親の新規開拓、養育体験事業などに取り組んでおり、平成30（2018）年度末の里親等委託率（政令市を除く）は20.7%となっています。（図7）

里親登録世帯及びファミリーホームは増加傾向にあります。（図8）

また、児童相談所別の里親登録世帯数を見ると、福岡、久留米の児童相談所管内が全体の6割を占めています。（図9）

平成30（2018）年度において、乳児院、児童養護施設に新たに入所した子どものうち、里親への委託ができなかった理由については、「子どもの抱える課題に対応できる養育能力を持った里親がない。」、「兄弟（姉妹）を一緒に委託できる里親がない。」が合計で約4割となっています。（図10）

このため、今後も引き続き、里親の新規開拓や養育力の向上に取り組んでいく必要があります。

【図7 里親等委託率の推移（政令市を除く）】

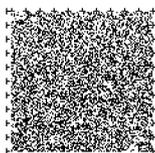


（資料：福岡県児童家庭課）

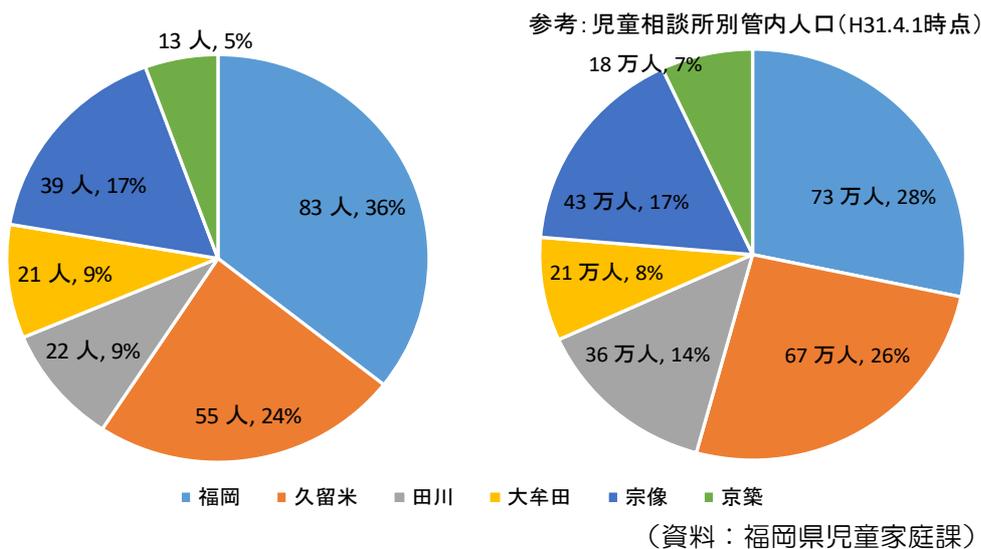
【図8 里親登録世帯数及びファミリーホーム設置数の状況（政令市を除く）】



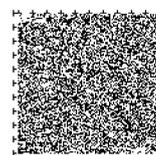
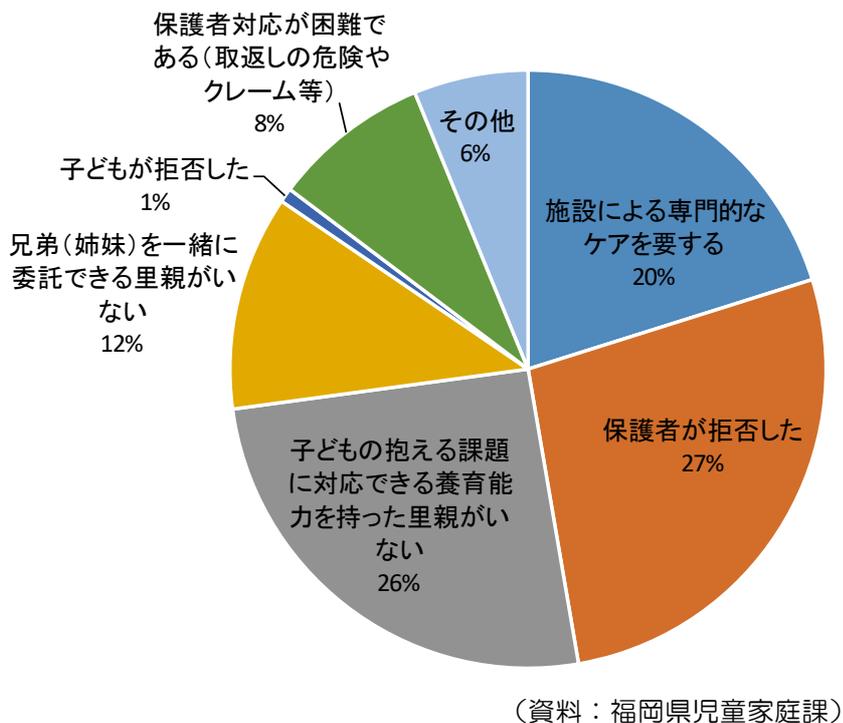
（資料：厚生労働省「福祉行政報告例」）



【図9 里親登録世帯数の状況（平成30年度末時点）】



【図10 里親への委託に至らなかった理由（平成30年度県新規措置ケース）】



(3) 乳児院、児童養護施設

平成23(2011)年7月に国が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」を受け、できる限り家庭と同様の養育環境を子どもへ提供するため、乳児院や児童養護施設では生活する子どもの人数が少人数(6名程度)となるよう、施設の小規模化・地域分散化に取り組んできました。

現在、県が所管している施設のうち、乳児院3施設、児童養護施設10施設が小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置に取り組んでおり、県所管施設における小規模化の実施状況は、平成26(2014)年度末の27か所から30(2018)年度末は39か所まで増加しています。(表2)

平成29年(2017)年に国が取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」では今後10年程度で、全ての施設は、小規模かつ地域分散化を行うこととされています。

また、不適切な養育環境などにより、他者への不信感が強く、他者や自分自身を傷つける危険性がある子ども、先天性の疾患や障がいを持つ子どもなど、高度なケアを必要とする子どもを受け入れるため、心理職や医師、看護師といった専門職を配置するなど、施設には、これまで以上に高い専門性が求められています。(表3)

【表2 県所管施設の小規模ケアの状況(各年度末時点)】

(単位:か所)

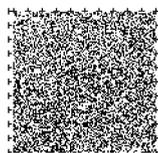
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児院					
本体型小規模グループケア	4	5	5	6	6
分園型小規模グループケア	1	1	2	2	2
児童養護施設					
本体型小規模グループケア	17	18	18	19	19
分園型小規模グループケア	0	0	0	2	2
地域小規模児童養護施設	5	6	7	9	10
合 計					
本体型小規模グループケア	21	23	23	25	25
分園型小規模グループケア	1	1	2	4	4
地域小規模児童養護施設	5	6	7	9	10

(資料:福岡県児童家庭課)

【表3 県所管施設における専門職の配置状況(平成30年度10月1日時点)】

	心理療法 担当職員	家庭支援 専門相談員	里親支援 専門相談員	職業指導員	医療的 ケア職員
乳児院 (3施設)	100%	67%	100%		
児童養護施設 (11施設)	100%	91%	82%	18%	64%

(資料:福岡県児童家庭課)



5 施設を退所した子ども

平成29（2017）年度に乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームを退所した子どものうち、45％は家庭に復帰していますが、約28％は施設や里親家庭から就職・進学しています。（図11）

また、就職を希望し、実際に就職した者の割合（就職率）は、過去5年間で88％から96％の間で推移しています。児童養護施設を退所した高校生の大学や専門学校などへの進学率は、平成26（2014）年度の11％から平成30（2018）年度には33％と約3倍に増加しています。（図12）

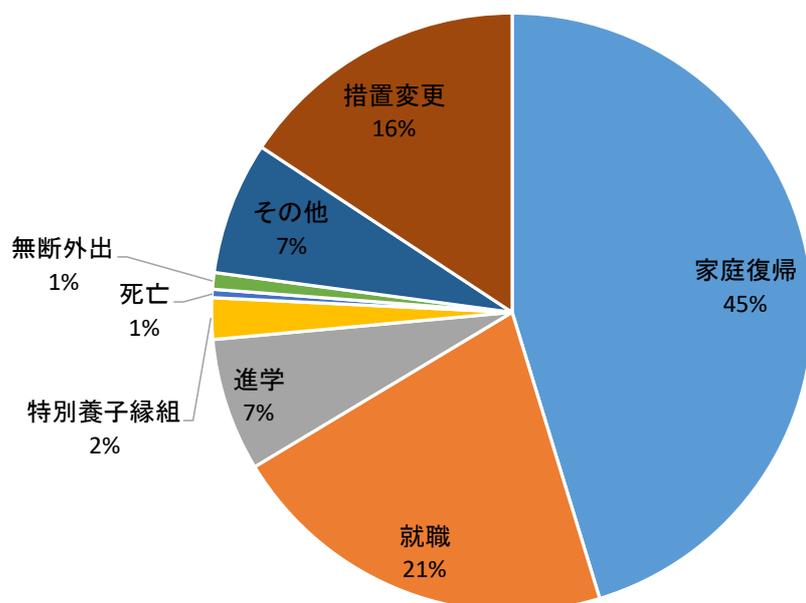
里親家庭や施設から就職・進学をする子どもの中には、保護者からの支援が期待できない場合もあることから、社会の中で孤立することがないように、退所した後の支援が必要です。

本県では、就職・進学はしたものの、経済的な基盤が弱いなどの理由により、引き続き支援が必要な子どもに対し、22歳になる年度末まで里親や児童養護施設、自立援助ホーム等で生活できるようにするほか、大学進学に要する経費や生活費などへの助成を行っています。

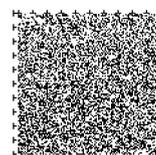
平成30（2018）年度末時点で、本県内には、政令市を除いて5か所の自立援助ホームが設置されています。また、入所者数は平成30（2018）年度末時点で14人となっており、平成26（2014）年度と比較すると10人の増加となっています。（図13）

また、NPO法人に委託し、施設等を退所した子どもの相談窓口設置や居場所づくりといったアフターケア事業にも取り組んでいます。

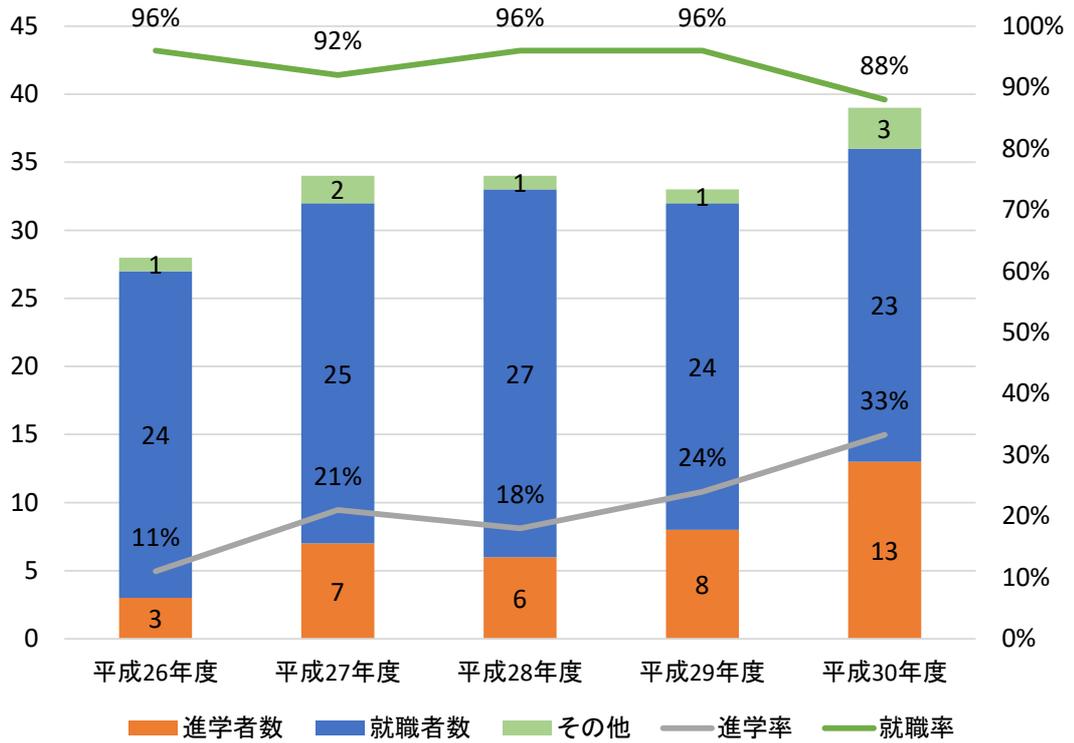
【図11 施設等を退所した子どもの状況（平成29年度、政令市を除く）】



（資料：福岡県児童家庭課）

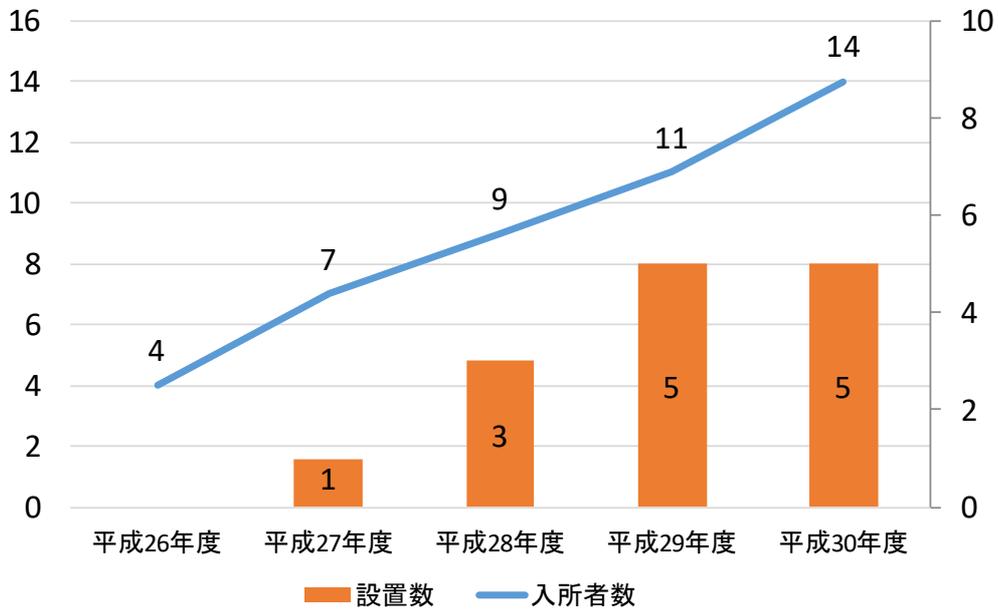


【図12 児童養護施設等を退所した高校生の状況（政令市を除く）】



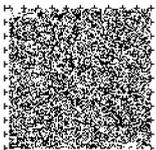
（資料：福岡県児童家庭課）

【図13 自立援助ホームの設置数及び入所者数（各年度末在籍、政令市を除く）】



※平成26年度の在籍者は県以外が所管する自立援助ホームに在籍

（資料：福岡県児童家庭課）



第3節 計画の概要

1 基本的方向

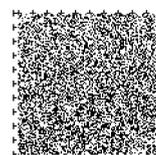
福岡県は、子どもが権利の主体であるという理念の下、家庭への養育支援の充実と「家庭養育優先の原則」の徹底により、子どもの最善の利益を実現するため、下記の4つの基本的方向の下、各種の施策を推進していきます。

施策の柱Ⅰ 子どもの権利擁護の強化

- 子どもの支援に携わる全ての者が、子どもの権利を尊重しつつ、その保障を図るとともに、子ども自身が権利を持っていることを意識し、自らの考えを大人に伝えることができる環境づくりを進めます。
- 保護者の死亡や養育拒否などの様々な理由により、将来にわたって自分の家庭で暮らすことが難しい子どもには、特別養子縁組制度を積極的に活用し、子どもが安心して暮らすことができる新たな家庭を提供します。
- 一時保護による生活環境の急激な変化に対して、子どもができるだけ不安やストレスを抱えることなく安心して生活することができるよう、子どもの気持ちやニーズに即した一時保護を実施します。

施策の柱Ⅱ 子どもが家庭で暮らすための支援

- 子どもが家庭において、保護者と健やかに生活を送ることができるよう、市町村を中心とした地域社会全体で、子どもや家庭を支える体制づくりを進めます。
- 様々な困難を抱えるひとり親家庭に対して、個々の事情に応じたきめ細かな支援を行うとともに、DVや経済難などの理由により生活の維持が難しい母子には、母子生活支援施設などを活用し、親子が離れることなく、新しい生活を始めることができるよう支援します。
- 虐待などの様々な理由により、里親や児童福祉施設で生活する子どもが、再び家庭で保護者と暮らすことができるよう、親子関係の再構築や生活環境の改善に向けた取り組みを行います。
- 増加する児童虐待に対して、子どもの迅速な安全確保や保護者への指導や支援など、適切な対応を行うことができるよう、児童相談所の体制強化を図り、児童虐待の発生予防から再発防止までの総合的な施策を推進します。

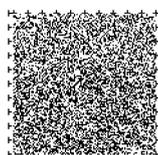


施策の柱Ⅲ 家庭と同様の環境における養育の推進

- 虐待などの様々な理由により、子どもが自分の家庭で暮らすことができない場合には、安定した養育環境で特定の大人と愛着関係を形成し、子どもの健やかな成長や発達を保障するため、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託を進めます。
- 行動や情緒面で課題を抱えるなど専門的なケアを必要とする子どもで、里親やファミリーホームでは生活が難しい場合には、「できる限り良好な家庭的環境」で養育できるよう、乳児院や児童養護施設の小規模化・地域分散化を進めるとともに、心理職や医師などの専門職の配置を促進し、子ども一人ひとりのニーズに応じたケアを提供できるよう、施設の高機能化等を図ります。

施策の柱Ⅳ 子どもの自立支援の推進

- 里親家庭や施設から就職・進学する子どもに対し、円滑に社会に巣立つことができるよう、自立支援計画の策定や生活費の助成などの支援を行います。
- 施設等を退所した子どもが社会で孤立することがないように、気軽に相談できる体制の整備や、子どもたちが集い、お互いの悩みを打ち明けられる居場所づくりに取り組めます。



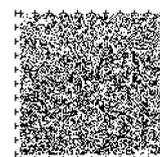
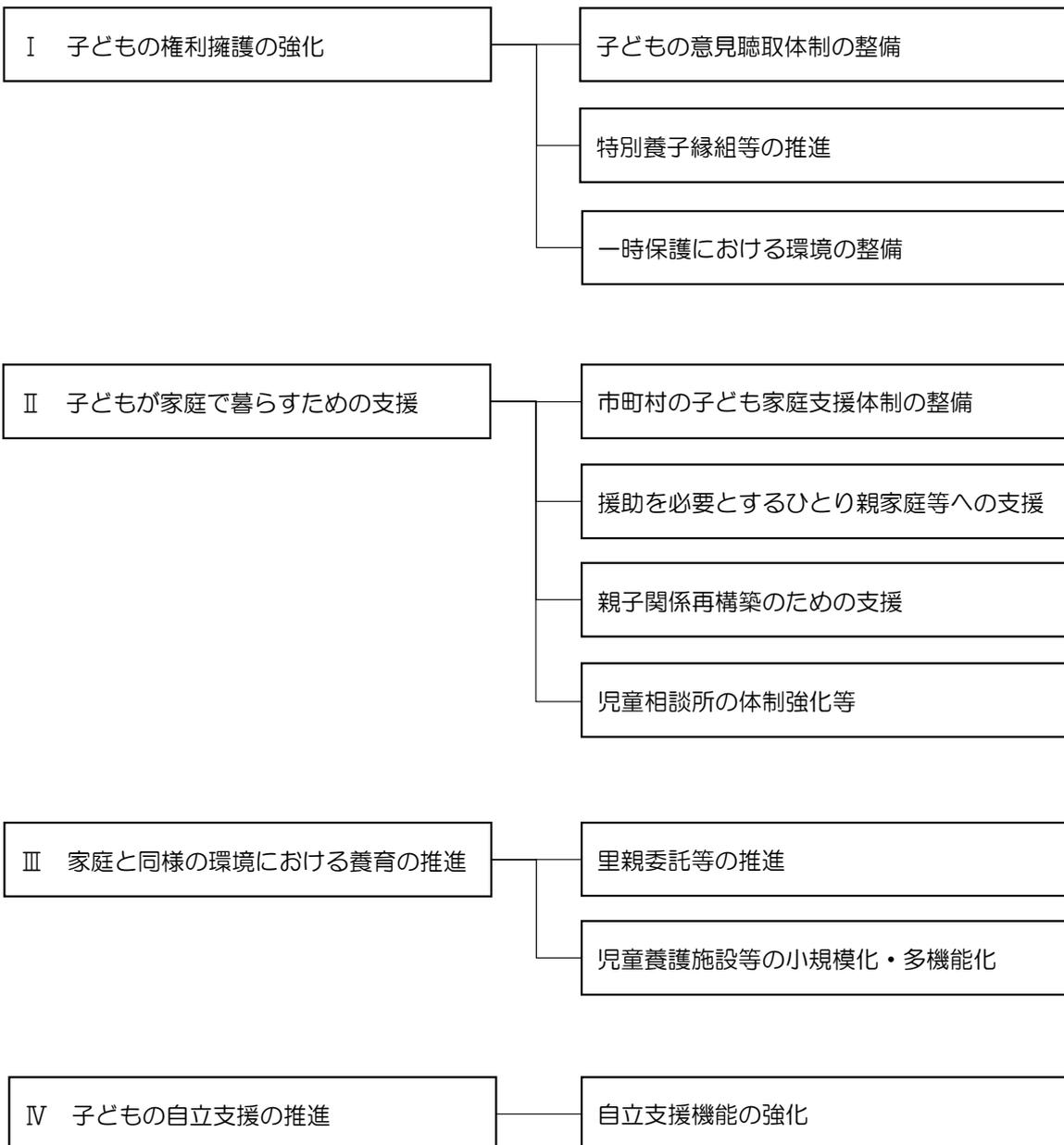
2 施策体系

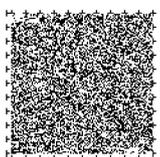
【基本的な考え方】

子どもの健やかな育ちと自立を応援する社会づくり
 子どもが権利の主体であるという理念の下、家庭への養育支援の充実と
 「家庭養育優先の原則」の徹底により、子どもの最善の利益を実現

【施策の柱】

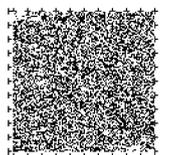
【施策の方向】

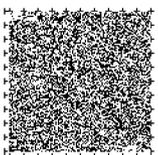




第2章 各論

～施策の方向と施策・事業～





施策の柱Ⅰ 子どもの権利擁護の強化

【施策の柱】

子どもの権利擁護の強化

【施策の方向】

子どもの意見聴取体制の整備

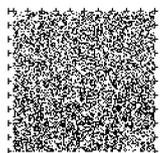
特別養子縁組等の推進

一時保護における環境の整備

1 子どもの意見聴取体制の整備

【現状と課題】

- 子どもに対する支援を行う場合は、子どもを中心に据えて「子どもの人としての権利をきちんと守る」という権利擁護の視点を持つことが重要です。子どもは、健やかに育つ権利や虐待などから保護される権利などのほか、「意見を表明する権利」を持っています。
- 平成28（2016）年の児童福祉法の改正において、年齢や発達に応じて、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならないと明記されました。また、令和元（2019）年の児童福祉法の改正においては、国が、子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築など、子どもの権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を行い、必要な措置を講じることとなりました。
- 本県では、平成30（2018）年度に、延べ1,973名の子どもが一時保護所などで保護され、年度末時点で745名の子どもが里親家庭や乳児院、児童養護施設などの施設で生活しています。
- こうした子どもたちに対して、児童相談所や施設等では、意見箱の設置や個別に話を聞く機会を設けるなど、子どもの意見を酌み取るための取組みを行っています。
- しかし、子どもたちの中には、児童相談所等の対応や生活環境に不安、不満を抱えていても、直接の関係者である職員に対して遠慮してしまったり、話すことによって不利益が生じるかもしれないとの不安から、相談することをあきらめてしまう子どもがいます。また、乳幼児など声を上げることができない子どもや自分の気持ちをうまく言葉で表現することが苦手な子どももいます。
- このため、子どもの気持ちに寄り添いながら最善の方策を図るには、子どもが自身の意見を表明しやすい環境の整備や、表明された意見に対して適切に対応が行われる仕組みの構築が必要です。

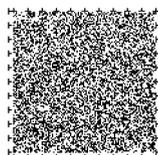


【施策の方向】

- 子どもたちが自らの意見を表明できるよう、その権利を持っていること、また、手段があることについて、啓発に努めます。
- 児童相談所や施設等において、子どもの権利に関する職員の意識の向上を図るとともに、子どもが意見を表明するための取組みを充実させます。また、国の動向を見ながら、まずは社会的養護の中にいる子どもに対して、利害関係のない第三者が、子どもの意見を聴取し、代弁するアドボケイト制度の導入等を検討します。
- 酌み取られた子どもたちの声に対して適切な対応が図られる体制を構築します。

【具体的な施策・事業】

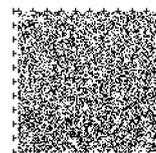
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
子どもの声を酌み取る仕組みづくり	子どもの権利の意義や意見表明の手段について啓発を図るとともに、「子どもの権利ノート」の配布などにより、子どもたちが意見を表明しやすい環境を提供します。	児童家庭課
子どもの権利擁護に関する意識の向上	児童相談所や施設等の職員に対して研修を実施し、子どもの権利擁護に関する意識や援助技術の向上を図ります。	児童家庭課
被措置児童等の虐待の防止	児童相談所や施設等の職員に対する研修等を充実し、施設等での虐待の防止に取り組みます。また、発見した場合には、児童相談所が子どもを保護するなど、適切な対応を取ります。	児童家庭課
苦情解決体制の整備	施設に苦情解決の責任者、担当者を配置し、入所児童や保護者等の利用者からの苦情解決に努めます。また、第三者委員会の設置による苦情解決の客観性の確保に努めるよう助言・指導し、苦情解決体制の整備・維持に努めます。	児童家庭課
アドボケイト制度の導入	児童相談所や施設等と利害関係のない第三者が子どもの意見を聴取し、子どもに代わって意見を代弁するアドボケイト制度の導入を検討します。	児童家庭課
子どもの権利擁護機関の設置	福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会などを活用し、児童相談所や施設等が子どもの権利を守っていないと考えられる場合や、子どもの意向が児童相談所の対応と一致しない場合に、子どもが自ら意見を表明し、表明された意見に対して適切な対応が図られる体制を構築します。	児童家庭課



2 特別養子縁組等の推進

【現状と課題】

- 特別養子縁組は、子どもと養親が法律上、実親子と同様の関係になることから、将来にわたって子どもに安定した生活を確保することができます。このため、実親の死亡などにより、どうしても実親と暮らすことが困難な子どもについては、特別養子縁組を積極的に活用することが必要です。
- 特に乳幼児期は、愛着関係の基礎をつくる大切な時期であるため、特定の大人との信頼関係を築くことが可能な、安定した養育環境を速やかに提供することが重要です。
- 本県では、これまで、特別養子縁組制度の普及を図るため、啓発DVDの作成やイベントの開催など、広報啓発に取り組んできました。平成31（2019）年4月1日現在、64世帯（政令市を除く）が養子縁組里親に登録しており、平成26（2014）年度からの5年間で22件の縁組が成立しています。
- こうした中、国では、特別養子縁組制度をより活用しやすいものとするため、令和元（2019）年6月に民法を改正し、令和2（2020）年4月から対象年齢を原則6歳未満から15歳未満に引き上げるとともに、実親の同意撤回に制限を設けるなど手続きの見直しを行いました。
- 今後、特別養子縁組をさらに進めるためには、乳幼児だけでなく、学齢期の子どもを希望する里親を増やすとともに、子どもと養子縁組里親とのマッチングを広域的に行う体制が必要です。
- 特別養子縁組制度の利用にあたっては、実親との関係が断たれることになるため、子どもの考えや意思を尊重することが重要であり、年齢や発達に応じた子どもへの丁寧な説明と意思表示の支援が必要です。
- 縁組成立後は、子どもが新しい家庭で安心して生活できるよう、家庭を定期的に訪問し、状況の把握に努めるとともに、養親が気軽に相談できる体制の整備や子どもの「出自を知る権利」の保障など、縁組後の家庭に対する適切な支援を行うことも重要です。

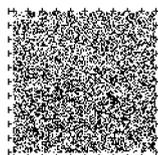


【施策の方向】

- 特別養子縁組制度の普及を図るため、積極的な広報啓発を行います。
- 産科などの医療機関や「にんしんSOSふくおか」と連携し、新しい家庭を必要とする子どもの把握に努め、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託を進めます。
- 特別養子縁組を進めるにあたっては、子どもの意見聴取や「出自を知る権利」の保障など、子どもの権利擁護を図る体制を整備します。
- 子どもが安心して生活できるよう、縁組成立後も市町村などの関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
特別養子縁組制度の普及啓発	チラシやリーフレットの街頭配布、イベント、県ホームページなど、様々な広報媒体や機会を活用し、特別養子縁組希望者の増加を図るとともに、地域社会における養子縁組家庭への理解促進に努めます。	児童家庭課
新生児里親委託（赤ちゃん縁組）の推進	思いがけない妊娠などの相談に対応する「にんしんSOSふくおか」や産科医を始めとする医療機関などと連携し、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託を推進します。	児童家庭課
里親や子どもに関する情報共有システムの構築	養子縁組里親と縁組を検討している子どもの情報を、システム上で一元的に管理することで、児童相談所間での情報共有を図り、適切かつ円滑なマッチングを進めます。	児童家庭課
アドボケイト制度の導入（再掲）	児童相談所や施設等と利害関係のない第三者が子どもの意見を聴取し、子どもに代わって意見を代弁するアドボケイト制度の導入を検討します。	児童家庭課
養子縁組成立後の家庭への支援	児童相談所が、家庭訪問などにより養子縁組家庭の状況を把握するとともに、子どもや養親、養親の実子への相談援助等に努めます。	児童家庭課
「出自を知る権利」の保障	児童相談所が作成する相談・支援記録を、システム上で永年管理することで、特別養子縁組が成立した子どもの「出自を知る権利」の保障を図ります。	児童家庭課



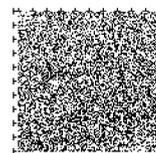
3 一時保護における環境の整備

【現状と課題】

- 児童福祉法においては、児童相談所は、虐待を受けている子どもの安全を確保するとともに、子どもや家族に必要な支援内容を検討するため、児童相談所に設置されている一時保護所や里親家庭、乳児院、児童養護施設、病院などで、子どもを保護することができるかとされています。
- 児童虐待相談の増加に合わせて、一時保護児童数も増加傾向にあり、本県における平成30（2018）年度の一時保護児童数は過去最高の延べ1,973人となっています。
- 一時保護を適切に実施していくためには、一時保護所や里親、乳児院などの一時保護児童の受入れ施設を十分に確保することが必要です。また、施設においては、保護する子どもと入所している子どもが一緒に生活することは、双方にとって影響が大きいため、子ども一人ひとりの状況に応じた個別的対応が可能となるよう、一時保護専用施設の設置などの環境整備が必要です。
- 一時保護にあたっては、子どもの権利が守られることが重要であることから、できるだけ家庭的な環境で保護するとともに、安全確保の理由等で、外出などの行動が制限される環境で保護しなければならない場合も、長期間とならないよう配慮しなければなりません。
- 一時保護は、短期間とはいえ子どもの生活環境を大きく変化させることになるため、心理的ケアを行う体制を整備するなど、不安を抱えることなく安心して生活できるよう支援が必要です。また、支援にあたっては、子どもが意見を表明できる仕組みを構築するなど、子どもの意見を十分に尊重することが必要です。

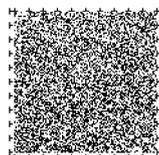
【施策の方向】

- 子どもの個々の状況に応じ、できる限り家庭的で、開放的な環境の下、一時保護が行えるよう、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置や一時保護委託が可能な里親の開拓を進めます。
- 一時保護所において保護する場合でも、できる限り短期間とし、個々の子どものケアニーズに応じた学習や生活支援を行うことができるよう、居室の個室化などを図ります。また、虐待により心身に傷を負った子どもに対し、専門的なケアが行える体制の充実に努めます。
- 一時保護されている子どもへの「子どもの権利ノート」の配布や退所時アンケートの実施など、子どもの意見を聴取できる環境を整備するとともに、一時保護所において適切な支援がなされているかどうか評価する仕組みを導入し、子どもの権利擁護を図ります。

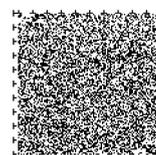


【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
家庭的で開放的な養育環境の確保	一時保護においても、子どもにできる限り家庭的で、開放的な養育環境を提供するため、乳児院や児童養護施設等に一時保護専用施設の設置を進めるとともに、一時保護委託が可能な里親の開拓を推進します。	児童家庭課
一時保護所における家庭的環境の整備	子どもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所の居室の個室化などに取り組み、より家庭的で開放的な環境整備に努めます。	児童家庭課
学習環境の保障 ・充実	<p>子どもの安全を確保できる場合は、一時保護所や一時保護を委託している里親家庭等から、在籍校へ通学できるよう配慮します。</p> <p>また、一時保護所から通学させることができないと判断した子どもに対しては、十分な教育が受けられるよう、一時保護所に学習指導員を配置し、教育環境の充実に努めます。</p>	児童家庭課
専門的ケア体制の充実	<p>一時保護所への心理的ケア担当職員の配置や児童相談所に配置されている保健師との連携等を進め、保護している子どもに対して専門的ケアを行うことができる体制の充実に努めます。</p> <p>また、保護している子どもに対する専門的ケア、被措置児童虐待及び子ども間の暴力の防止などの一時保護所の職員に対する研修の充実に努めます。</p>	児童家庭課
子どもの声を酌み取る仕組みづくり (再掲)	子どもの権利の意義や意見表明の手段について啓発を図るとともに、「子どもの権利ノート」の配布などにより、子どもたちが意見を表明しやすい環境を提供します。	児童家庭課
アドボケイト制度の導入 (再掲)	児童相談所や施設等と利害関係のない第三者が子どもの意見を聴取し、子どもに代わって意見を代弁するアドボケイト制度の導入を検討します。	児童家庭課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
子どもの権利擁護機関の設置 (再掲)	福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会などを活用し、児童相談所や施設等が子どもの権利を守っていないと考えられる場合や、子どもの意向が児童相談所の対応と一致しない場合に、子どもが自ら意見を表明し、表明された意見に対して適切な対応が図られる体制を構築します。	児童家庭課
業務の質の向上を図るための取り組み	自己評価や第三者評価制度の導入などにより、児童相談所や一時保護所の業務の質の維持・向上に努めます。	児童家庭課



施策の柱Ⅱ 子どもが家庭で暮らすための支援

【施策の柱】

【施策の方向】

子どもが家庭で暮らすための支援

市町村の子ども家庭支援体制の整備

援助を必要とするひとり親家庭等への支援

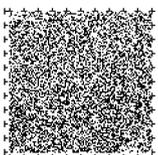
親子関係再構築のための支援

児童相談所の体制強化等

1 市町村の子ども家庭支援体制の整備

【現状と課題】

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等により、地域がこれまで担ってきた子育て支援機能が薄れ、身近なところに子育てについて相談できる相手がないなど、子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感は増加する傾向にあります。
- 市町村は、家庭に一番身近な基礎自治体として、子どもや保護者への支援を行うこととされており、近年増加する児童虐待相談への対応や、DV 相談対応機関を始めとする関係機関との連携、産前・産後支援の充実など、市町村における子ども家庭支援体制の強化が急務となっています。
- このため、妊娠期から子育て期にわたって、直接、子どもや保護者と関わりながら、家庭が抱える悩みや課題を適切に把握し、解決に向けた切れ目のない支援を行うことができるよう、「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進する必要があります。
- これらの支援体制の強化と併せて、子どもや家庭への養育支援メニューの充実も重要です。特に、保護者の病気や仕事等の理由により、一時的に家庭で子どもを養育できない場合に、短期間または夜間・休日に施設等で子どもを預かる、ショートステイやトワイライトステイは、児童虐待の未然防止や早期発見に大きな効果が期待されますが、施設の地域偏在や、受入れ枠の不足など、市町村が事業を実施する上での課題もあります。
- 県内全ての子どもや家庭が等しく必要な支援を受けられることができるよう、市町村を中心として、地域で子どもや家庭を支援していくための体制の整備・充実を図っていく必要があります。



【施策の方向】

- 「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援等が行えるよう市町村の子ども家庭支援体制の強化を図ります。
- 保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するため、子どもや保護者のニーズを把握し、ショートステイ・トワイライトステイなど、市町村が実施する支援メニューの充実を図ります。
- 市町村が、児童相談所や保育所、学校、警察、医療機関、児童家庭支援センター等と連携しながら、地域の相談等に適切に対応できるよう、「要保護児童対策地域協議会」の充実・強化等に取り組みます。

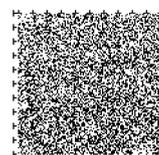
【具体的な施策・事業】

(1) 市町村における相談支援体制等の強化

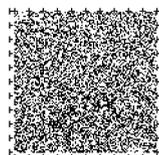
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
子育て世代包括支援センターの設置促進	全市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進し、妊産婦や乳幼児を抱える保護者への相談支援体制等を充実させます。	健康増進課
子ども家庭総合支援拠点の設置促進	全市町村における「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進し、子ども家庭全般への相談支援体制等を充実させます。	児童家庭課

(2) 子育て支援メニューの充実

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートします。	子育て支援課
地域子育て支援拠点	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐために、乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供の検討、関係機関との連絡調整を行う市町村の取組みを促進します。	健康増進課



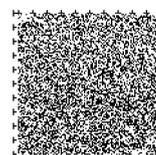
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う市町村の取組みを促進します。	健康増進課
子育て短期支援事業	<p>○ショートステイ事業（短期入所生活援助事業） 児童の保護者が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭等の事由で一時的に家庭における養育が困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を要する場合等に児童福祉施設等で一時的に養育・保護します。</p> <p>○トワイライトステイ事業（夜間養護等事業） 児童の保護者の仕事等が恒常的に夜間または休日となる場合、児童福祉施設等において、児童に対する生活指導や食事の提供等を行います。</p>	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	<p>ファミリー・サポート・センターでは、子どもの預かりや保育所への送迎など、地域住民が会員制で助け合う相互援助活動の連絡・調整を行っています。</p> <p>市町村担当者を集めた情報交換会の開催等を通じて、ファミリー・サポート・センターの設置促進に努めます。</p>	子育て支援課
一時預かり 幼稚園の預かり 保育	<p>○一時預かり 認定こども園、幼稚園（原則として市町村による教育・保育施設としての認定を受けたもの）、保育所等で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる取組みを推進します。</p> <p>○幼稚園の預かり保育 幼稚園の行う預かり保育（通常の教育課程に係る教育時間の終了後に引続き園児を預かるもの）に関する取組みを推進します。</p>	子育て支援課 私学振興課
延長保育	働く女性の増加や通勤時間の長時間化等に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、延長保育の促進に努めます。	子育て支援課
病児保育	子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、病院等に併設された施設等で児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業の促進に努めます。	子育て支援課



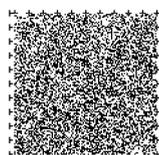
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
放課後児童クラブ	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童を放課後や夏休み等の長期休暇に、専用施設や小学校の余裕教室等で預かり、放課後児童支援員を配して、適切な遊びや生活の場を提供するものです。</p> <p>市町村と連携し、利用児童の増加など地域の状況に応じた施設の整備を進めるとともに、障がいのある子どもの受入れの促進等、地域の実情に応じた運営の充実に向けて支援します。</p> <p>また、全ての児童を対象としたアンビシャス広場や地域学校協働活動事業における放課後等の取組みとの連携を図ります。</p>	青少年育成課

(3) 市町村への支援や連携体制の充実

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
地域で子どもを見守るネットワークの強化（要保護児童対策地域協議会）	<p>市町村は、保育所、学校、警察等の関係機関で構成される「要保護児童対策地域協議会」を活用し、措置解除となった子どもを含めた要保護児童や要支援児童とその家族、特定妊婦に関する情報を共有し、役割分担の上、家族援助に努めます。</p> <p>児童相談所は、要保護児童対策地域協議会に参画するとともに、市町村に対して技術的援助や助言を行い、地域で子どもを見守るネットワークの強化を促進します。</p>	児童家庭課
市町村相談関係職員研修の充実	<p>市町村が、子どもやその保護者への適切なアセスメントやケースマネジメント等を行うことができるよう、相談に携わる職員に対する専門的な研修の充実を図ります。</p>	児童家庭課
市町村と連携した家庭支援体制の強化	<p>児童相談所において、一番身近な児童家庭に関する相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図るとともに、必要に応じて市町村へ専門的な支援を行うため、児童相談所に市町村支援担当職員を配置します。</p>	児童家庭課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
乳幼児、児童養護施設を活用した市町村支援	児童相談所や市町村などの関係機関と連携し、一時保護や措置・委託を解除となった子どもの見守り、保護者への相談支援・育児指導、ショートステイ等の調整が行えるよう、家庭支援専門相談員の配置を進めるなど、乳児院、児童養護施設の体制強化に努めます。	児童家庭課
児童家庭支援センターによる市町村支援	子どもへの心理的なケアや虐待を行った保護者への指導、児童虐待相談に対するリスク判断への助言、ショートステイ等の受入先との調整など、市町村へ専門的な支援を行う「児童家庭支援センター」の増設を検討します。	児童家庭課



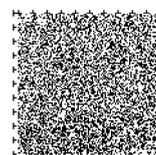
2 援助を必要とするひとり親家庭等への支援

【現状と課題】

- 近年、離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭の親は、子育てや家事と生計の維持という役割を一人で担うこととなるため、子どもの養育や就業、住居等の問題など日常生活全般にわたり、様々な困難を抱えています。
- このため、ひとり親家庭に対しては、子どもの養育、病気・事故など子育てや生活面で不安を解消するための支援を行う必要があります。また、母子家庭の母親は、非正規雇用の割合が高く、安定した収入を得る仕事になかなか就けない現状があることから、個々の事情に応じたきめ細かな就業支援や自立支援が必要です。
- 配偶者等から暴力（DV）を受けている被害者については、安全を確保するとともに、安心して暮らしていくための支援が必要です。また、DVを目にした子どもの心理的な影響は深刻であり、子ども自身も暴力を受けている場合があるため、子どもの安全の確保と支援が必要です。
- 子どもが健やかに育つためには、経済的困窮や疾病、DVなどにより、養育環境が著しく損なわれた場合でも、できる限り母子の愛着関係を損なわない形で支援することが大切です。
- 母子生活支援施設は、母と子が離れることなく入所でき、母子の生活に寄り添った丁寧な支援が行えることから、援助を必要とする母子家庭にとっては、重要な社会資源の一つです。また、母子生活支援施設が持つ機能やノウハウは、妊娠・出産や養育に不安を抱える女性への支援にも活用できます。

【施策の方向】

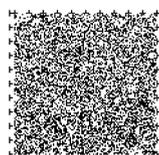
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、生活と子育ての支援、就業支援、経済的支援、養育費の確保を柱とした総合的な自立支援策を推進します。
- 配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所の活動を通して、DV被害者が相談しやすい環境を整えるとともに、迅速な安全確保や自立支援に取り組みます。また、DV家庭の子どもの保護や支援にあたっては、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所、市町村との間で緊密な連携を図ります。
- 母親一人では子どもの養育が困難な場合でも、母子が良好な関係を保ちながら、共に安定した生活を送ることができるよう、母子生活支援施設を活用した支援を促進します。



【具体的な施策・事業】

(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進

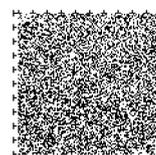
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
日常生活の支援	<p>ひとり親家庭及び寡婦に、一時的に日常生活に支障が生じた場合、市町村が家庭生活支援員を派遣し、介護・保育等のサービス支援を行う日常生活支援事業の実施を促進します。</p> <p>また、ひとり親家庭の児童に、学習支援を行うとともに、児童のよき理解者として進学相談等に応じる、学習支援ボランティア事業を実施します。</p>	児童家庭課
保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用の促進	<p>市町村におけるひとり親家庭の子どもの保育所への優先入所や放課後児童クラブの優先利用の取組を支援します。</p> <p>また、求職活動・職業訓練等を行っている場合にも、就労している場合と同等の事情にあるとして、優先入所や優先利用を促進します。</p>	子育て支援課 青少年育成課
相談機能の充実	<p>ひとり親家庭や寡婦からの様々な相談に対して、情報提供や助言を行う、福祉事務所の母子・父子自立支援員に対し、研修や情報提供を行うなど資質の向上に努め、相談機能の充実を図ります。</p>	児童家庭課
「ひとり親サポートセンター」による就業支援	<p>県内3か所に設置している「ひとり親サポートセンター」において、就業相談から技術習得のための就業支援講習会、求人情報の提供など、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や福祉事務所との連携による、就業・自立に向けた支援に取り組みます。</p> <p>また、児童扶養手当受給者を対象に、一人ひとりに合った自立支援計画書（自立支援プログラム）を策定し、就職まできめ細かな支援を行います。</p>	児童家庭課
ひとり親家庭の親に対する自立支援給付金事業	<p>ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい能力や資格の習得支援の推進を図ります。</p>	児童家庭課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に支給します。	児童家庭課
ひとり親家庭等医療費支給制度	ひとり親家庭の親子、父母のいない子どもを対象に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康の増進、生活の支援を図ります。	児童家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の維持や子どもの就学等で経済的に困っている方が十分活用できるよう、ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、制度についての周知を図るとともに、貸付相談に適切に応じるため、関係職員に対する研修の充実に努めます。	児童家庭課
養育費の確保	ひとり親家庭の子どもに対する養育費が確保できるよう、ひとり親サポートセンターにおいて、専門相談員による養育費の取決めや養育費の確保策等の電話相談を行うとともに、より専門的なアドバイスが必要な場合は、弁護士による無料法律相談を実施します。 また、ひとり親サポートセンターへの来所が困難な方に対しては、弁護士による無料電話相談の開催や県内18か所ある法律相談センターにおいて、1時間無料で相談できるクーポンを発行します。	児童家庭課

(2) DV 被害者及びその子どもへの支援

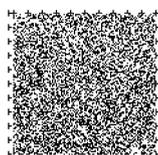
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
DV が子どもに与える影響についての啓発	配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発の中で、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」は、児童虐待の中の心理的虐待に該当することについても周知します。	男女共同参画推進課
配偶者暴力相談支援センター	DV被害者からの相談に応じ、必要に応じて被害者と同伴する子どもの緊急時の安全確保及び一時保護を行い、被害者が自立して生活することを支援するための就業の促進、住宅の確保等に関する情報提供等を行います。	男女共同参画推進課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
DV被害者の同伴する子どもの保護	配偶者からの暴力被害等の女性を一時保護する際には、同伴する子どもと一緒に保護することができます。 関係機関と連携し、同伴児の精神的ケアや保育機能、学習支援の充実を図ります。	男女共同参画 推進課
配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化	市町村の要保護児童対策地域協議会などを通して、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所、市町村などの関係機関の間で、DV被害者とその子どもの状況について、情報共有を図り、保護が必要な場合は、連携して対応できるよう、体制の強化を図ります。	男女共同参画 推進課 児童家庭課

(3) 母子生活支援施設を活用した支援の促進

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
援助を必要とする母子の保護	DV被害や生活困窮などの理由により、援助を必要とする母子について、母子生活支援施設で保護し、生活や育児の援助、就労支援を行います。	児童家庭課
関係機関への周知・啓発	保護を必要とする母子家庭等への支援策として母子生活支援施設の利用が進むよう、支援の窓口である福祉事務所職員等に対して、研修や説明会などの場を通し、積極的な周知・啓発を図ります。	児童家庭課
母子生活支援施設を活用した家族関係再構築支援	経済的困窮や母の病気などの理由により、これまで母と子が離れて暮らしていた家庭や、離れて暮らしてはいない場合でも、養育に課題を抱える家庭について、母子生活支援施設を活用して親子関係を改善し、母子と一緒に暮らせるよう支援します。	児童家庭課
地域の子育て支援施設としての活用促進	地域の子育て支援として、産前・産後における母子支援やショートステイ・トワイライトステイ事業、子育てに関する相談対応などが行えるよう、母子生活支援施設の活用を検討します。	児童家庭課



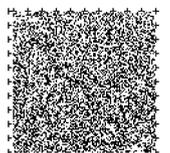
3 親子関係再構築のための支援

【現状と課題】

- 子どもの心身の健やかな成長や発達にとっては、保護者との適切な愛着関係を基礎として、安心と信頼の気持ちを持って生活できることが大切です。
- 児童相談所や市町村においては、子どもが地域家庭において保護者と安心して暮らせるよう、様々な支援を行っていますが、近年、児童虐待を理由とする一時保護が増加傾向にあります。
- 一時保護した子どものおよそ半数は家庭に戻っていますが、このような家庭において、再び虐待による一時保護や施設入所に至ることがないように、地域の見守り体制の充実が必要です。
- 子どもが保護者と共に生活を続けるためには、虐待が重篤化する前に、ショートステイや一時保護を活用し、子どもや保護者が抱える思いや葛藤を受け止めながら、課題の解決に向けた支援を行う必要があります。
- また、様々な事情により里親委託や施設入所となっても、親子関係や生活環境を整えた上で、子どもが再び安心して保護者と暮らすことができるように支援する必要があります。

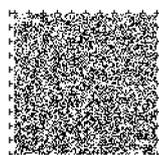
【施策の方向】

- 一時保護や施設入所等から子どもが戻ってきた家庭や子どもの養育に課題を抱える家庭に対して、児童相談所や市町村、施設等の関係機関が連携し、家庭訪問による見守りや育児相談・指導を行うなど、地域において子どもや保護者を支援する体制の充実に努めます。
- 児童相談所は、子どもへの接し方や家族関係などに不安を抱える保護者に対するカウンセリングの実施や、虐待を行った保護者への医療的・心理的プログラムの実施を通して、児童虐待の未然防止や再発防止に取り組みます。
- 里親家庭や施設で生活する子どもとその保護者に対して、再び親子で生活することが可能となるよう、児童相談所や施設などの関係機関が連携し、子どもや保護者の課題に合わせた支援・指導を行うなど、親子関係の改善や早期の家庭復帰を図ります。

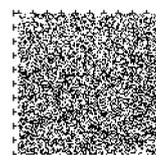


【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
子育て世代包括支援センターの設置促進 (再掲)	全市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進し、妊産婦や乳幼児を抱える保護者への相談支援体制等を充実させます。	健康増進課
子ども家庭総合支援拠点の設置促進 (再掲)	全市町村における「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進し、子ども家庭全般への相談支援体制等を充実させます。	児童家庭課
乳幼児、児童養護施設を活用した市町村支援 (再掲)	児童相談所や市町村などの関係機関と連携し、一時保護や措置・委託を解除となった子どもの見守り、保護者への相談支援・育児指導、ショートステイ等の調整が行えるよう、家庭支援専門相談員の配置を進めるなど、乳児院、児童養護施設の体制強化に努めます。	児童家庭課
児童家庭支援センターによる市町村支援 (再掲)	子どもへの心理的なケアや虐待を行った保護者への指導、児童虐待相談に対するリスク判断への助言、ショートステイ等の受入先との調整など、市町村へ専門的な支援を行う「児童家庭支援センター」の増設を検討します。	児童家庭課
母子生活支援施設を活用した家族関係再構築支援 (再掲)	経済的困窮や母の病気などの理由により、これまで母と子が離れて暮らしていた家庭や、離れて暮らしてはいない場合でも、養育に課題を抱える家庭について、母子生活支援施設を活用して親子関係を改善し、母子が一緒に暮らせるよう支援します。	児童家庭課
地域で子どもを見守るネットワークの強化（要保護児童対策地域協議会） (再掲)	市町村は、保育所、学校、警察等の関係機関で構成される「要保護児童対策地域協議会」を活用し、措置解除となった子どもを含めた要保護児童や要支援児童とその家族、特定妊婦に関する情報を共有し、役割分担の上、家族援助に努めます。 児童相談所は、要保護児童対策地域協議会に参画するとともに、市町村に対して技術的援助や助言を行い、地域で子どもを見守るネットワークの強化を促進します。	児童家庭課
虐待を行った保護者等へ行うカウンセリング事業	子どもへ虐待を行う保護者は、子育てや親子関係などについて様々なストレスを抱えていることから、児童相談所において、精神科医等によるカウンセリング事業を推進します。	児童家庭課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
自立支援計画に基づく支援	子どもの自立や家庭復帰に向けて、適切かつ丁寧な支援が可能となるよう、個々の家庭に合わせて「自立支援計画」を作成し、児童相談所や施設等の関係機関が連携して支援にあたります。	児童家庭課
家族の再統合に向けた支援（親子のきずな再生事業）	児童相談所において、虐待を理由に離れて暮らす親子などに対し、個々の家庭の課題や環境に合わせて作成した支援計画に基づき、子どもや保護者への支援・指導を行い、親子のきずなの再生に努めます。 また、虐待を行った保護者へ効果的な指導を行うため、医療的・心理的プログラムの活用について検討します。	児童家庭課
乳児院等における親子関係再構築支援	乳児院や児童養護施設などにおいて、入所中の子どもに対して、被虐待体験によるトラウマなどへの心理的なケアや生き立ちの整理（ライフストーリーワーク）、保護者との面会・外泊などを通して、子どもと保護者の関係性の改善に努めます。	児童家庭課



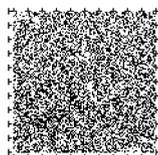
4 児童相談所の体制強化等

【現状と課題】

- 県ではこれまで、増加する児童虐待相談への適切な対応を図るため、児童相談所職員の増員や弁護士及び警察官などの配置、一時保護所の増設など、児童相談所の体制を強化してきました。
- こうした中、全国で虐待により子どもが亡くなるという痛ましい事件が後を絶たないことから、令和元（2019）年6月、国において児童福祉法などの関係法が改正され、児童福祉司や児童心理司の更なる増員、関係機関との連携強化、子どもの迅速な保護と、その後の円滑な保護者支援のための介入と支援を担う職員の分離など、児童相談所の体制や専門性の強化を進めることとされました。
- 児童虐待を未然に防止するためには、育児に不安を抱えているなど支援が必要な妊産婦に対して、妊娠初期から支援することが必要です。
- 市町村や警察、医療機関などの関係機関と連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応を図る必要があります。

【施策の方向】

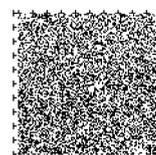
- 子どもや家庭への専門的な支援や虐待を受けた子どもの安全確保など、児童相談所が担うべき業務を円滑に行えるよう、職員の計画的な増員や組織の見直し等により、児童相談所の体制を強化します。
- 児童相談所の適切な運営と質の向上を図るため、国の動向を踏まえながら第三者評価制度の導入などを検討します。
- 児童相談所の専門性を高めるため、弁護士や保健師、警察官の配置を進めるとともに、研修内容の充実により、児童福祉司や児童心理司の専門的な知識や技術の向上を図ります。
- 育児に不安を抱えていたり、出産後に養育が困難と予想されるなど、支援を必要とする妊婦を妊娠初期から把握し、支援する体制を推進します。
- 市町村と連携した子育て支援や特定妊婦への支援などにより、児童虐待の発生を予防します。また、警察、配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関と連携を強化し、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。



【具体的な施策・事業】

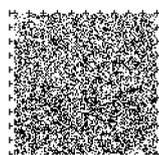
(1) 児童相談所の体制強化

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
24時間365日子ども家庭相談体制の整備	夜間・休日を含めて24時間365日、いつでも子どもや家庭からの相談を受けるとともに、必要に応じて子どもの安全確認や保護など適切に対応できるよう体制を確保します。	児童家庭課
児童相談所の職員体制の充実	児童相談所管内人口に応じた職員配置や虐待対応件数に応じた加算、里親支援担当職員の配置など児童福祉法施行令で示された基準を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、職員体制の充実を図ります。	児童家庭課
児童相談所における業務分担の見直し	虐待事案における迅速な介入と、信頼関係に基づいた子どもや保護者への支援が可能となるよう、児童相談所の業務分担の見直しを進めます。	児童家庭課
児童相談所職員研修の充実	児童福祉法で義務付けられている研修に加え、専門的な研修等の実施により、子どもの権利擁護に関する職員の意識や援助技術の向上を図ります。	児童家庭課
法的対応機能の整備	子どもの安全確保や虐待を行う保護者への指導などにあたり、児童相談所が法的知見を踏まえた的確かつ迅速な対応ができるよう、児童相談所への弁護士常勤配置などにより、法的対応機能の維持・向上を図ります。	児童家庭課
医学的対応機能の整備	虐待を受けた子どもへの心理的ケアや一時保護中の子どものヘルスケア、保護者への指導などにあたり、医学的知見に基づく診断や対応ができるよう、児童相談所に医師及び保健師を配置します。	児童家庭課
業務の質の向上を図るための取組み (再掲)	自己評価や第三者評価制度の導入などにより、児童相談所や一時保護所の業務の質の維持・向上に努めます。	児童家庭課

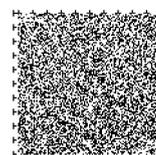


(2) 児童虐待防止のための関係機関との連携強化等

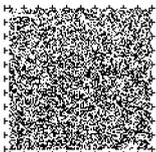
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
児童虐待防止に係る広報啓発	<p>児童福祉週間(5月5日から1週間)及び児童虐待防止推進月間(11月)等において、県民の児童虐待への関心を高め、虐待に関する理解を深めてもらうため、県や市町村の広報媒体等を活用し広報啓発を推進します。</p> <p>関係機関・団体に対し、会議や研修等の場を通じて虐待防止に係る広報啓発を行います。</p>	児童家庭課
児童虐待防止医療ネットワーク事業	<p>児童虐待の早期発見、早期介入のため児童虐待対応へのノウハウを有する病院を拠点病院に指定しており、地域におけるネットワークづくりを行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図ります。</p>	児童家庭課
妊娠期からのケア・サポート事業	<p>市町村、医療機関等関係機関の連携のもと、育児に不安を抱えているなど、支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握して、養育支援を行う地域体制を推進し、ハイリスク児の養育支援及び乳児虐待予防に努めます。</p>	健康増進課
にんしんSOS ふくおか～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～	<p>妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談等に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。</p>	健康増進課
地域で子どもを見守るネットワークの強化(要保護児童対策地域協議会)(再掲)	<p>市町村は、保育所、学校、警察等の関係機関で構成される「要保護児童対策地域協議会」を活用し、措置解除となった子どもを含めた要保護児童や要支援児童とその家族、特定妊婦に関する情報を共有し、役割分担の上、家族援助に努めます。</p> <p>児童相談所は、要保護児童対策地域協議会に参画するとともに、市町村に対して技術的援助や助言を行い、地域で子どもを見守るネットワークの強化を促進します。</p>	児童家庭課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
子育て世代包括支援センターの設置促進 (再掲)	全市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進し、妊産婦や乳幼児を抱える保護者への相談支援体制等を充実させます。	健康増進課
子ども家庭総合支援拠点の設置促進 (再掲)	全市町村における「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進し、子ども家庭全般への相談支援体制等を充実させます。	児童家庭課
市町村と連携した家庭支援体制の強化 (再掲)	児童相談所において、一番身近な児童家庭に関する相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図るとともに、必要に応じて市町村へ専門的な支援を行うため、児童相談所に市町村支援担当職員を配置します。	児童家庭課
警察との連携による迅速な子どもの安全確保	虐待を受けた子どもの安全を迅速に確保するため、管轄の警察署や児童相談所に配置された警察官と同行した立入調査、合同訓練に取り組むなど、警察との緊密な連携を図ります。	児童家庭課 少年課
警察との情報共有	虐待の早期発見・再発防止を図るため、県、県警察、北九州市、福岡市の4者で情報共有に関する協定を締結しています。県では的確に児童虐待事案に対応するため、重篤な事案はもとより、注意を要する事案についても警察と情報の共有を図ります。	児童家庭課 少年課
配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化 (再掲)	市町村の要保護児童対策地域協議会などを通して、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所、市町村などの関係機関の間で、DV被害者とその子どもの状況について、情報共有を図り、保護が必要な場合は、連携して対応できるよう、体制の強化を図ります。	男女共同参画推進課 児童家庭課
福岡犯罪被害者総合サポートセンター	犯罪等による被害を受けた被害者等に対する、精神的ダメージの軽減、損害回復、立ち直り等を支援するため、電話相談、支援機関等の紹介、面接・カウンセリング、支援員による付き添い支援等を実施します。	生活安全課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
性暴力被害者支援センター・ふくおか	<p>性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者センター・ふくおか」において被害者の早期回復に向けた支援を実施します。</p> <p>子どもの被害相談に適切に対応するため、センターの体制整備や関係機関との連携を図ります。</p>	生活安全課
児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	<p>児童虐待による死亡事例など、子どもが心身に著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合、福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に設置する「児童虐待事例等検証部会」で関係機関の対応や連携の課題等を検証し、その結果を踏まえて具体的改善策に取り組むことにより、以後の再発防止に努めます。</p>	児童家庭課



【施策の柱】

【施策の方向】

家庭と同様の環境における養育の推進

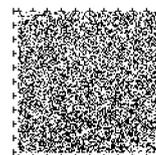
里親委託等の推進

児童養護施設等の小規模化・多機能化

1 里親委託等の推進

【現状と課題】

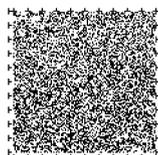
- 里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、5～6人の子どもを、里親制度と同じく一般家庭において養育を行う制度であり、補助者を含めて3名の大人が養育にあたります。
- 家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、安定した養育環境で特定の大人と愛着関係を形成することは、子どもの心身の健やかな成長や発達のために大変重要であることから、社会的養護はできる限り家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託を推進する必要があります。
- 政令市を除く本県の里親等への委託は年々増加しており、平成31（2019）年3月末現在、家庭で生活することが困難な子どもの約2割が里親家庭やファミリーホームで生活しています。
- 県が所管する里親登録者は50歳代以上が全体の約5割と高齢化が進んでおり、また、地域ごとの登録者数をみると福岡、久留米の児童相談所管内が全体の約6割を占めるなど、地域に偏在しています。ファミリーホームについては、児童相談所別では、福岡2か所、久留米、大牟田、宗像、京築がそれぞれ1か所となっています。
- 子どもが安心して里親家庭で生活するためには、子どもの希望や気持ちに耳を傾けつつ、虐待による影響や心身の障がい、実親との関係性などに配慮した質の高い養育を行うことが求められます。
- 里親等への委託を更に進めていくためには、子どものニーズに合わせた多様な里親を県内に幅広く確保・育成するとともに、里親や児童相談所、施設の里親支援専門相談員、民間フォスティング機関などの関係機関が連携し、チームとなって養育にあたることのできる体制を構築する必要があります。
また、潜在的な里親登録希望者やファミリーホーム開設希望者を開拓するとともに、地域全体で里親家庭やファミリーホームを受け入れ、支援する環境づくりのため、制度に対する正しい理解を広く社会に普及させる取組みも必要です。



- 里親については、子どもの保護者が、「子どもを里親に取られてしまう」と感じてしまい、里親委託を拒否するケースが多いことから、里親制度が子どもの福祉を保障するための制度であるということを十分に認知してもらうことが重要です。

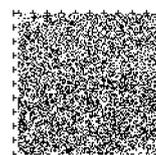
【施策の方向】

- 里親やファミリーホームの確保、保護者の理解、里親等の生活を地域で支援する環境づくりのため、地域社会の里親制度等に対する理解増進に向けた積極的な広報啓発を実施します。
- 乳幼児期は、安定した家族関係の中で愛着関係の基礎を作る大事な時期であり、特に家庭的な環境で養育されることが大切であることから、乳幼児に限定した里親を集中的に募集するなど、乳幼児の里親委託を推進します。
- 里親研修や施設等での実習により、里親の養育力向上を図るとともに、委託を受けた子どもの日々の養育において、実際に抱える課題等の解決に向けた研修（フォスタリングチェンジ・プログラム等）や相談支援を実施します。
- 里親との信頼関係に基づいた質の高い里親養育を実現するため、児童相談所の体制強化や民間フォスタリング機関の設置など、フォスタリング体制（包括的な里親支援体制）の構築に取り組みます。



【具体的な施策・事業】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
里親制度等の普及啓発	里親やファミリーホームに関心のある方を対象に里親制度に関する説明会を市町村単位などで実施するほか、チラシやリーフレットを作成し、街頭啓発などで広く県民へ配布するなど、様々な広報媒体や機会を活用し、里親登録者の増加を図るとともに地域社会における理解促進に努めます。	児童家庭課
乳幼児里親委託の推進	乳幼児期は、特に家庭的な環境で養育されることが大切であることから、乳幼児に限定した里親を集中的に募集するなど、乳幼児の里親委託を推進します。	児童家庭課
里親研修等の充実	里親に対し、その役割と意義、子どもの養育に必要な知識などに関する研修や施設等での実習、里親同士の交流会などを通して、社会的養育に対する理解と養育力の向上を図ります。	児童家庭課
フォスタリング機能の整備	質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、NPO 法人や乳児院、児童養護施設等の民間機関を活用しながら、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行うフォスタリング機能を整備します。	児童家庭課
ファミリーホームの設置促進	代替養育における「家庭と同様の養育環境」を推進するため、里親や施設職員といった経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進します。	児童家庭課



2 児童養護施設等の小規模化・多機能化

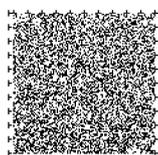
【現状と課題】

(1) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

- 「新しい社会的養育ビジョン」では、乳児院や児童養護施設は、施設での養育を必要とする子どもに対し、「できる限り良好な家庭的環境」を提供するため、小規模かつ地域分散化された養育環境を整備することが求められています。また、心理的ケアや医療的ケアといった高度なケアニーズを持つ子どもの養育や、親子関係を改善するための支援、専門性を活かした市町村への助言等を行うことが期待されています。
- このような施設では、養育に関わる職員に高い専門性が求められるため、人材の確保や育成が重要ですが、夜勤や宿直などの勤務労働条件等の関係から、人材の確保が難しい状況です。また、施設には女性職員が多く、出産や育児のために離職せざるを得ないといった事情により、人材が定着しづらい状況にあり、養育技術の蓄積が困難となっていることから、人材確保や待遇面を改善するための取組みが必要です。
- 小規模かつ地域分散化した施設での養育は、本体施設から離れた場所で、少人数の職員体制で行うことになるため、台風、地震等の災害発生時や子どもの急病時の病院受診などに備え、本体施設のサポート体制が必要です。加えて、これらの施設において他児との関係等に悩む子どもが、休息し、気持ちを整理するための場所の確保なども大切です。
- ケアニーズの高い子どもの養育にあたっては、乳児院や児童養護施設への専門職の配置を進めるとともに、児童心理治療施設や児童自立支援施設など高度な専門性を有する施設とも連携しながら、適切なケアを実施していくことが必要です。

(2) 施設の多機能化

- 施設が持つ専門性は、子どもの養育だけでなく、増え続ける児童虐待への対応に追われる児童相談所及び市町村への支援や、子どもの養育に課題や困難を抱える家庭への支援などにも活用が期待されます。
- 施設は、これまで培った養育技術や里親支援専門相談員による里親支援の実績から、民間フォスティング機関の担い手や近隣に施設がない市町村が、里親を活用してショートステイ、トワイライトステイを実施する際に、里親との調整役としての役割を果たすことが期待されます。



- 児童相談所が、子どもの安全確保のための一時保護や「開放的環境」での一時保護を進めていく上で、乳児院や児童養護施設は、質と量の両面において、重要な受け皿となっています。このため、乳児院や児童養護施設において、一時保護専用施設の設置を促進し、子どもが安心して生活できる環境づくりを行う必要があります。
- このように、施設が持つ専門性を活かした多様な機能は、全国乳児福祉協議会が地域の養育支援拠点「乳幼児総合支援センター」として乳児院を位置付け、活用することを提唱しています。また、全国児童養護施設協議会においても、児童養護施設が持つ専門的な機能を、地域の養育支援等に活用していくことが検討されています。

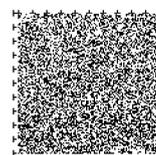
【施策の方向】

(1) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

- ケアニーズが高い子どもに対して、「できる限り良好な家庭的環境」を提供するため、人材の育成、定着支援などにより、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化を進めていきます。ただし、新生児等への24時間365日看護体制を確保するためには、多くの職員が必要であり、乳児院については、国において職員配置等の制度の充実が図られるまでの間、小規模化を進めていきます。
- 本体施設に専門職や緊急時の応援職員の配置を進めることにより、小規模かつ地域分散化した施設への支援体制の構築を図ります。
- 小規模かつ地域分散化した施設において、他児との関係等に悩む子どもに対し、居場所を確保し、適切なケアを行うため、本体施設を活用します。

(2) 施設の多機能化

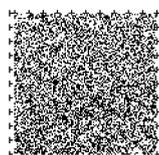
- 里親との信頼関係に基づいた質の高い里親養育を実現するため、施設の専門性や民間ノウハウの活用により、フォスタリング体制（包括的な里親支援体制）の構築に取り組みます。
- 子どもの個々の状況に応じ、できる限り家庭的で、開放的な環境の下、一時保護が行えるよう、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置を進めます。
- 施設の専門性を、児童相談所や市町村との協働、地域の子ども家庭への相談支援などに活用できるよう、「児童家庭支援センター」の増設を検討するなど、施設の多機能化を推進します。



【具体的な施策・事業】

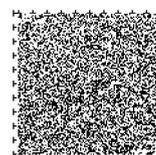
(1) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
施設の小規模化 ・地域分散化の 推進	行動や情緒面で課題を抱える子どもなど、手厚い養護が必要な子どもに対して、家庭的な環境の下で安定した、きめ細かなケアを行うことができるよう、国の支援制度の活用等により、地域小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの実施を推進します。	児童家庭課
児童養護施設等 への就職を希望 する学生の受入 の推進	児童養護施設等への就職を希望する実習生に対して、丁寧な指導を行い、将来の人材確保につなげることができるよう、施設における指導職員の雇用経費を補助します。	児童家庭課
産休等を取りや すい環境の整備	施設職員が出産や病気のため、長期間にわたって休暇を必要とする場合に、代替職員を任用するための経費を補助することにより、気軽に産休等を取ることができる働きやすい職場づくりを支援します。	子育て支援課
職員処遇の充実	研修の受講などを要件に給与等の改善加算が行われる処遇改善加算制度を活用し、職員の待遇改善を進めることにより、人材の定着を支援します。	児童家庭課
職員の専門性の 向上	児童虐待を受けた子どもの保護及び自立のための支援が適切に行われるよう、児童福祉施設の職員及び関係機関職員(教職員、保育所の職員等)に対する研修の充実に努めます。	児童家庭課
専門職等の配置 の推進	児童入所施設等措置費制度に基づく心理療法担当職員や個別対応職員の配置を進め、小規模化・地域分散化された施設の機能強化を図ります。	児童家庭課



(2) 施設の多機能化

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
フォスタリング機能の整備 (再掲)	質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、NPO 法人や乳児院、児童養護施設等の民間機関を活用しながら、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行うフォスタリング機能を整備します。	児童家庭課
家庭的で開放的な養育環境の確保 (再掲)	一時保護においても、子どもにできる限り家庭的で、開放的な養育環境を提供するため、乳児院、児童養護施設等の一時保護専用施設の設置を進めるとともに、一時保護委託が可能な里親の開拓を推進します。	児童家庭課
乳幼児、児童養護施設を活用した市町村支援 (再掲)	児童相談所や市町村などの関係機関と連携し、一時保護や措置・委託を解除となった子どもの見守り、保護者への相談支援・育児指導、ショートステイ等の調整が行えるよう、家庭支援専門相談員の配置を進めるなど、乳児院、児童養護施設の体制強化に努めます。	児童家庭課
児童家庭支援センターによる市町村支援 (再掲)	子どもへの心理的なケアや虐待を行った保護者への指導、児童虐待相談に対するリスク判断への助言、ショートステイ等の受入先との調整など、市町村へ専門的な支援を行う「児童家庭支援センター」の増設を検討します。	児童家庭課



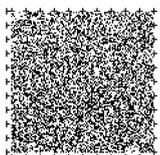
子どもの自立支援の推進

自立支援機能の強化

自立支援機能の強化

【現状と課題】

- 若者が自立した生活を送るためには、安定的で適切な居住環境や十分な所得、就学や就労の機会の確保、社会との適切な関係など、様々な生活のための基盤が必要となります。
- 里親家庭や児童養護施設等で生活する子どもたちの中には、家庭において適切な学習環境が確保できなかったことから、学習習慣が身につけられていなかったり、学習意欲を維持することができない子どもも少なくありません。また、子どもが進学や就職による自立を希望しても、家族から、新たな生活を始めるための費用や生活費などの十分な支援を受けられない場合もあります。
- 虐待を受けたことによるトラウマなどから、自身の気持ちを十分に整理できないまま、自立という現実と向き合わざるを得ない子どもや、自立した後も、経済面や対人関係など日常生活上の問題が起きて相手がおらず、一人で抱え込んでしまい、退学や失業などにより自立後の生活を維持できなくなってしまう子どももいます。
- 里親家庭や児童養護施設等から自立する子どもたちが、自身の考えや選択の下で希望する就学や就労を果たし、安定した生活を継続することができるよう、経済面や精神面など包括的な支援の枠組みが求められています。
- 本県では、児童養護施設や自立援助ホーム等において学習支援や自立を見据えた生活訓練を行いつつ、進学や就職時に必要な費用を助成するなど、子どもの自立を支援しています。また、退所した子どもへの相談・援助事業を行う民間機関（アフターケア機関）が、退所施設と協働しながら自立後の相談・生活支援などを行っています。こうした支援が全ての子どもたちに行き届くよう、関係機関間の連携を深めるとともに、支援内容の充実を図る必要があります。



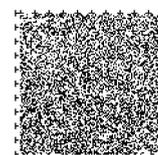
【施策の方向】

- 里親家庭や児童養護施設等において、子どもが将来に不安を抱えることなく、自身の考えで希望する進路を選択できるよう、学習環境を提供するとともに、子どもが自立して生活を営むことができるスキルの形成を図ります。また、丁寧な進路相談や国の奨学金などの助成制度の情報提供を行うなど、相談支援体制の充実を図るとともに、県において進学や就職時に必要な費用を助成し、できる限り子どもが希望する進路の保障を図ります。
- 子どもたちが、自立後も安心して、安定した生活を送ることができるよう、退所施設やアフターケア機関による継続的な相談・生活支援を行います。
- 退所した子どもたちの実態やニーズを、退所施設やアフターケア機関など関係機関間で共有することにより、効果的な支援の実施に繋がります。

【具体的な施策・事業】

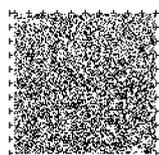
(1) 学習環境の充実

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
学習環境や進学 の機会の確保	里親家庭や児童養護施設等に対する、学習塾費や学習支援員の配置に要する経費等の支弁により、個々の子どもに合わせた学習環境を提供します。 また、高校や大学への進学等に要する教科書代や制服代などの支弁により進学の機会の確保を図ります。	児童家庭課
施設入所児童大 学等進学支援事 業	里親家庭や児童養護施設等で生活し、大学等への進学を希望する子どもに対して、その受験料や入学金の一部を助成することにより、進学希望者の経済的負担を軽減し、子どもの自立促進を図ります。	児童家庭課
就学者自立生活 援助事業	自立援助ホームに入所し、大学等に在学している若者が、入所要件である20歳を超えても、22歳になる年度末まで、住居の提供や生活費等を継続的に支援することにより、社会への円滑な自立を図ります。	児童家庭課

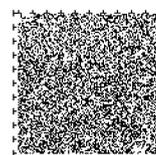


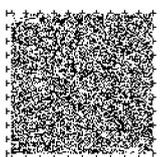
(2) 自立支援体制の充実等

施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
自立支援計画に基づく支援 (再掲)	子どもの自立や家庭復帰に向けて、適切かつ丁寧な支援が可能となるよう、個々の家庭に合わせて「自立支援計画」を作成し、児童相談所や施設等の関係機関が連携して支援にあたります。	児童家庭課
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	<p>里親家庭や児童養護施設等から自立し、就学・就職する子どものうち、保護者から支援を受けることが難しい子どもに対して、居住費や生活費などの貸付(一定期間の就労継続など、条件を満たせば返還免除)を行うことで、安定した生活基盤の確保を図ります。</p> <p>また、児童養護施設等で生活する子どもに対しては、就職に必要な資格を取得するための費用の貸付を行うことで、社会への円滑な自立を支援します。</p>	児童家庭課
身元保証人確保対策事業	施設等の子どもが円滑に社会に巣立つことができるよう、就職やアパート賃貸の際に必要な身元保証人の確保を支援します。	児童家庭課
未成年後見人支援事業	死別などにより親権者がいない子どもに対して、親権者に代わって子どもの契約手続きや財産管理を行う未成年後見人を確保し、子どもの日常生活や社会への円滑な自立を支援します。	児童家庭課
自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	<p>施設等を退所し、就職する子どもなどに対して、自立援助ホームを活用し、住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行い、円滑な自立を支援します。</p> <p>また、より多くの支援が提供できるよう、自立援助ホームの設置を推進します。</p>	児童家庭課
社会的養護自立支援事業	施設等で生活している子どものうち、18歳到達後も引き続き支援が必要な場合に、22歳になる年度末まで、入所している施設等による住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行うことにより、社会への円滑な自立を支援します。	児童家庭課

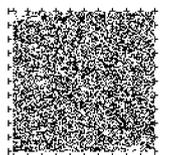


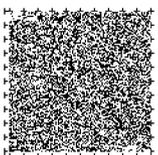
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
自立支援コーディネーターの配置	各児童養護施設に自立支援コーディネーターの配置を進めることにより、自立支援に必要とするスキルの蓄積や自立した子どもの実態把握、児童相談所やアフターケア機関との連携・情報共有など、施設における自立支援機能の充実を図ります。	児童家庭課
退所児童等へのアフターケアの実施	児童福祉や法律などの専門スキルを持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した子どもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供します。	児童家庭課





目標数值一覽





○目標数値一覧

目標内容	基準 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
県児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	4件/年	8件/年
子育て世代包括支援センターの設置数	28市町村	60市町村 (令和2年度末)
子ども家庭総合支援拠点の設置数	5市町村	60市町村 (令和4年度末)
要保護児童等の里親等への委託率 (政令市を除く)	3歳未満 10% 就学前 16% 就学期以降 23%	3歳未満 52% 就学前 47% 就学期以降 30%
ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の実施か所数(政令市を除く)	6か所	10か所
地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアへ措置した子どもの割合(政令市を除く)	14%	40%

<里親等委託率の目標値(代替養育を必要とする子ども数及び里親等への委託子ども数の見込み)>

【3歳未満】

(単位:人)

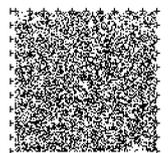
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院	60	58	54	45	40	35	30	25	24	24	24	24
児童養護施設	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
里親・ファミリーホーム	7	10	14	21	26	30	33	36	37	37	37	37
合計	71	71	70	67	66	65	63	61	61	61	61	61
里親等委託率	9.9%	14.1%	20.0%	31.3%	39.4%	46.2%	52.4%	59.0%	60.7%	60.7%	60.7%	60.7%

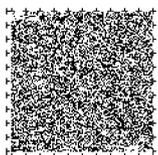
【3歳以上就学前】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6
児童養護施設	86	80	72	64	57	50	44	38	32	32	32	32
里親・ファミリーホーム	18	18	21	26	33	40	45	52	58	58	58	58
合計	111	105	100	97	97	97	96	96	96	96	96	96
里親等委託率	16.2%	17.1%	21.0%	26.8%	34.0%	41.2%	46.9%	54.2%	60.4%	60.4%	60.4%	60.4%

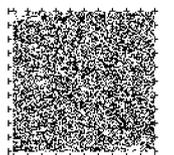
【就学期以降】

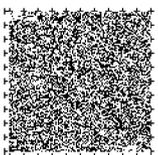
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院												
児童養護施設	388	380	373	366	359	352	344	333	319	304	288	272
里親・ファミリーホーム	117	121	125	130	136	143	149	156	164	173	183	196
合計	505	501	498	496	495	495	493	489	483	477	471	468
里親等委託率	23.2%	24.2%	25.1%	26.2%	27.5%	28.9%	30.2%	31.9%	34.0%	36.3%	38.9%	41.9%





資料編





○資料編
資料1

福岡県社会的養育推進計画の策定経過

平成30（2018）年

- 4月12日 福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ諮問
- 5月11日 第1回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会
 - ・福岡県社会的養育推進計画の策定について
- 8月 2日 第2回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会
 - ・福岡県社会的養育推進計画の策定について
- 10月24日 第3回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会
 - ・里親委託等の推進について
- 12月21日 第4回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会
 - ・子どもの意見聴取体制の整備について
 - ・特別養子縁組等の推進について
 - ・代替養育を必要とする子ども数の見込みについて
 - ・一時保護を必要とする子ども数の見込みについて

平成31（2019）年

- 3月14日 第5回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会
 - ・児童養護施設等の小規模化・多機能化について

令和元（2019）年

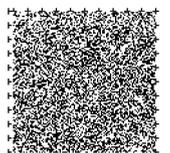
- 5月30日 第6回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会
 - ・市町村の子ども家庭支援体制の整備について
 - ・援助を必要とするひとり親家庭等への支援について
 - ・親子関係再構築のための支援について
- 8月 8日 第7回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会
 - ・一時保護における環境の整備について
 - ・児童相談所の体制強化等について
 - ・自立支援機能の強化について
- 11月15日 第8回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会
 - ・福岡県社会的養育推進計画の素案について

令和2（2020）年

1月24日～2月7日

福岡県社会的養育推進計画（案）に対する意見募集

2月13日 福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの答申



福岡県社会福祉審議会規則

(平成12年3月31日福岡県規則第六十五号)

最終改正 平成29年9月29日

(趣旨)

第一条 福岡県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)及び社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第二条 審議会は、三十五人以内の委員をもって組織する。

(副委員長)

第三条 審議会に副委員長を置き、法第八条の委員(以下「委員」という。)のうちから互選する。

- 2 副委員長は、法第十条の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第四条 法第九条第一項の規定により、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くものとする。

(任期)

第五条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、前条の特別の事項の調査審議に要する期間とする。
- 3 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

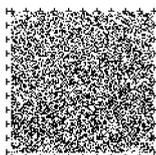
(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、法第九条第一項に規定する特別の事項を調査審議する場合には、前二項の適用について委員とみなす。

(専門分科会)

第七条 審議会に、法第十一条第一項(法第十二条第二項の規定により読み替える場合を含む。)の規定による民生委員審査専門分科会及び児童福祉専門分科会並びに法第十一条第二項の規定による老人福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会(同条第一項の規定による身体障害者福祉専門分科会を兼ねる。)を置くものとする。



- 2 専門分科会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから委員長が指名する。
- 3 各専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長を置き、その専門分科会に属する委員のうちから互選する。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、審議会の同意を得て、審議会の決議とすることができる。
- 7 前条第一項から第四項までの規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは、「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（審査部会）

第八条 障がい者福祉専門分科会に、政令第三条第一項に規定する審査部会を置くものとする。

- 2 審査部会に審査部会長及び審査部会副会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員のうちから互選する。
- 3 第六条並びに前条第四項及び第五項の規定は、審査部会について準用する。この場合において、第六条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは「審査部会長」と、前条第四項中「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と、「その専門分科会」とあるのは「審査部会」と、同条第五項中「専門分科会副会長」とあるのは「審査部会副会長」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

（部会）

第九条 専門分科会は、特定の事項に関する調査審議のため、部会を置くことができる。

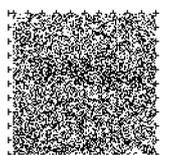
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、専門分科会長が指名する。
- 3 第六条及び第七条第三項から第六項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第六条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第七条第三項中「各専門分科会」とあるのは「各部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、「専門分科会副会長」とあるのは「部会副会長」と、「その専門分科会」とあるのは「その部会」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、同条第四項中「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、「専門分科会」とあるのは「部会」と、同条第五項中「専門分科会副会長」とあるのは「部会副会長」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、同条第六項中「専門分科会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（庶務）

第十条 審議会の庶務は、福祉労働部福祉総務課において処理する。

（補則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。



附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一三一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第一号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一四号）

この規則は、平成十八年三月十七日から施行する。

附 則（平成一八年規則第四六号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三八号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年規則第四七号）

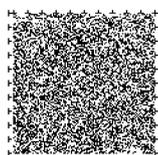
（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

（福岡県行政組織規則の一部改正）

2 福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

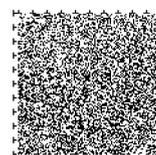


福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員

(五十音順)

氏名	所属	役職
会長 安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科	教授
壹岐 和郎	福岡県議会	議員
泉 雅之	福岡県警察本部生活安全部少年課少年健全育成室	室長
小方 圭子	公益社団法人福岡県保育協会	常務理事
小坂 昌司	福岡県弁護士会	弁護士
杉原 敏子	公益社団法人福岡県青少年育成県民会議	理事
永井 ケイ子	うきは市民生委員・児童委員協議会	会長
中村 ゆみ	福岡市立城香中学校	校長
花田 悦子	福岡県児童養護施設協議会	副会長
副会長 松崎 佳子	広島国際大学心理科学研究科実践臨床心理学専攻	特任教授
森松 正一	福岡県書店商業組合	副理事長
笠 和彦	福岡県議会	議員

令和2年1月1日現在



資料4

福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会設置要綱

（部会の設置）

第1条 社会福祉審議会規則（平成12年福岡県規則第65号。）第9条に基づき施設入所児童権利擁護部会（以下「部会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 部会は児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する児童福祉施設の運営及び入所児童等の処遇等について法第46条第1項の規定に基づく調査の実施及び当該調査の結果等に関し審議する

（部会の開催）

第3条 部会は児童福祉専門分科会長（以下「会長」という。）の指示により開催する。

（部会の構成）

第4条 部会に属すべき委員は会長が指名するものとし、その数は6人以内とする。

（部会長、副部会長及び権限）

第5条 部会に部会長及び副部会長をおき、部会に属する委員のうちから互選する。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。
- 3 部会長に事故のあるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

（議事及び議決）

第6条 部会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることはできない。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

（部会の決議）

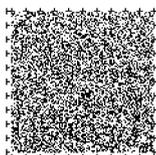
第7条 部会の決議は、会長の同意を得て、専門分科会の決議とすることができる。

- 2 会長は、部会の決議もつて専門分科会の決議としたときは、その直後に開かれる専門分科会においてその旨を報告するものとする。

（会議の公開）

第8条 部会の会議は非公開とする。ただし、部会長は、審議事項が次のいずれにも該当しない場合は、当該会議の全部又は一部を公開とすることができる。

- (1) 当該会議を公開することにより特定の個人情報明らかになる場合
- (2) 当該会議を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合
- (3) 当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合



- (4) 県の機関又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、争訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う会議であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合
 - (5) 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合
 - (6) 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合
 - (7) 当該会議を公開することにより、審議会等の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 2 非公開の会議に係る議事の要旨及び会議資料等を公表する場合は部会の決定を経なければならない。
 - 3 前項の決定を行う場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされたり、当該施設の社会的信用等を不当に損ねることがないように、十分に配慮されなければならない。

(その他)

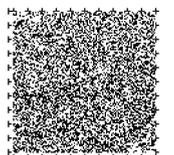
第9条 この要領に定めるもののほか、部会に関して必要な事項は部会が定める。

附 則

この要領は、平成18年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。



資料5

福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会委員

(五十音順)

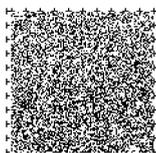
氏名	所属	役職
会長 安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科	教授
小方 圭子	福岡県保育協会	常務理事
小坂 昌司	福岡県弁護士会	弁護士
花田 悦子	福岡県児童養護施設協議会	副会長
副会長 松崎 佳子	広島国際大学心理科学研究科実践臨床心理学専攻	特任教授

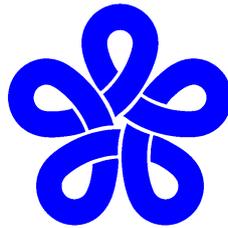
令和元年11月1日現在

〈オブザーバー〉

(五十音順)

氏名	所属	役職
荒川 美沙貴	里親養育経験者	
稲富 憲朗	福岡女学院大学人間関係学部子ども発達学科	講師
菊池 清美	児童心理治療施設 筑後いずみ園	園長
酒井 陽一	久留米市子ども未来部家庭子ども相談課	課長
坂口 明夫	子ども家庭支援センターあまぎやま	センター長
中島 俊則	福岡県児童養護施設協議会	会長
永松 鎮生	児童自立支援施設 福岡県立福岡学園	園長
中村 みどり	Children's Views & Voices	副代表
西 浩子	水巻町地域・こども課児童少年相談センター	係長
野中 勝治	児童自立援助ホーム ケイ	管理者
野間口 博文	母子生活支援施設 アゼリア・宮田	施設長
平田 ルリ子	全国乳児福祉協議会	会長
山下 洋	九州大学病院こどものこころの診療部	特任准教授
吉田 菜穂子	福岡県里親会／ファミリーホーム 吉田ホーム	会長／代表





福岡県

福岡県社会的養育推進計画

発行日／令和2年3月

編集／福岡県福祉労働部児童家庭課

福岡県福祉労働部児童家庭課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL 092-643-3256 FAX 092-643-3260

E-mail jido@pref.fukuoka.lg.jp

令和2年3月発行

福岡県福祉労働部児童家庭課

福岡県行政資料

分類記号 HB	所属コード 4600305
登録年度 31	登録番号 0001